

# 第2次三好市中小企業振興計画

---

中小企業がかがやき持続する 活力ある三好市



2023年度 - 2027年度



## 目次

<b>第1章 中小企業振興計画の位置づけと目的</b> .....	<b>2</b>
1. 計画策定の背景と目的.....	3
2. 中小企業（者）及び小規模企業（者）の定義.....	4
3. 中小企業振興計画の位置づけ.....	4
4. 上位計画と主な関連計画.....	4
5. 計画期間 .....	5
<b>第2章 三好市の中小企業を取り巻く現況と課題</b> .....	<b>6</b>
1. 三好市の概況 .....	7
2. 統計データから見た三好市の現況.....	8
3. アンケート結果から見た三好市の産業.....	34
4. 三好市で実施している支援策.....	38
<b>第3章 中小企業振興に関する基本理念と基本方針</b> .....	<b>40</b>
1. 基本理念 .....	41
2. 三好市の抱える課題と目指す方向.....	42
3. 基本方針 .....	44
<b>第4章 中小企業の振興に向けた支援施策</b> .....	<b>46</b>
本計画における施策及び具体的事業の考え方.....	47
施策体系図 .....	48
基本方針1 事業の継続を目指した適応力・回復力のある経営の推進.....	49
基本方針2 労働環境の改善による持続的な人的資源の確保.....	51
基本方針3 創業・新たな価値創造を実現しやすい立地環境づくり .....	53
基本方針4 生産性の向上及び競争力と成長要因の創出 .....	55
基本方針5 地域内におけるネットワークの形成と地域外の要素を活用した展開 .....	56
基本方針6 地域ブランド活用と魅力発信による取組推進 .....	57
<b>第5章 計画の目標と進行管理</b> .....	<b>60</b>
1. 第1次計画における数値目標と成果一覧.....	61
2. 本計画の数値目標.....	63
3. 計画の推進体制 .....	65
4. 進行管理 .....	67
<b>付録</b> .....	<b>68</b>
1. 三好市中小企業振興計画策定検討会.....	69
2. 三好市中小企業振興基本条例.....	70



## 第1章

# 中小企業振興計画の位置づけと目的

## 1. 計画策定の背景と目的

2006年3月1日に、旧三野町、池田町、山城町、井川町、東祖谷山村、西祖谷山村の4町2村が合併し、三好市は誕生しました。四国一大きな市域の中央には吉野川が流れ、大歩危・小歩危に代表される美しい渓谷景観が広がっています。

三好市は徳島県西部の中核地として、池田町を中心に産業、商業が集積しています。かつては、たばこの製造・加工産業により発展を遂げてきました。しかし、少子高齢化と過疎化の進行、日本たばこ産業（株）関連の工場閉鎖、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷の影響等により、市内の産業は衰退傾向にあります。近年の日本経済には回復の兆しが見えているとはいえ、様々な課題を抱える市内の産業は景気回復の恩恵を実感するには至っていないのが現状です。

三好市内の企業の大多数を占めている中小企業は、地域の経済及び雇用の中核であり、それらの企業活動によって、地域社会の持続的発展と私たち市民の生活向上がなされています。

社会情勢が著しく変化し、全国的にも少子高齢化、人口減少が見込まれている今、中小企業は厳しい環境の中に置かれています。

中小企業は、まちの動力源です。中小企業の存在、持続的な成長・発展がなければ、三好市の活性化は成されません。三好市はこの認識を共有し、市内の各主体がその役割を理解し連携することで、地域全体として中小企業の振興に取り組む必要があります。

三好市は、2018年3月に、三好市中小企業振興基本条例を制定しました。この条例に基づき、中小企業の振興に関する方針と施策内容の共有を図り、市内のそれぞれの主体が連携・協力しながら中小企業の振興を推進することを目的に、三好市中小企業振興計画（以下、第1次計画）を策定しました。

2023年3月に第1次計画の計画期間が満了を迎えたことから、第1次計画における施策検証や課題等の抽出を行うとともに、5年間で変化した社会状況を把握することで、新たな基本方針や具体的な施策を掲げる後継計画として第2次中小企業振興計画の策定を行いました。

## 2. 中小企業（者）及び小規模企業（者）の定義

本計画の「中小企業者」「小規模企業者」「小企業者」を中小企業基本法第2条第1項各号及び第5項、小規模企業振興基本法第2条第2項で規定する資本金、従業員数等で分類すると下表のとおりで、いずれも市内に事務所又は事業所を有する会社及び個人を指しています。

業種	中小企業者(下記のいずれか)		うち 小規模企業者	小企業者
	資本金	従業員 (常時雇用)	従業員 (常時雇用)	従業員 (常時雇用)
製造業・建設業 運輸業・その他	3億円以下	300人以下	20人以下	5人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下	5人以下

## 3. 中小企業振興計画の位置づけ

本計画は、三好市の最上位計画である「三好市総合計画」、及び関連する計画である「三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、三好市の経済や雇用の面から地域活性化の核となる中小企業の振興を担う位置づけとして、これらの計画との連携や整合性を保ちます。

また、本計画では、三好市中小企業振興基本条例に基づき、中小企業の振興に関する方向性や施策方針を示します。

## 4. 上位計画と主な関連計画

### 上位計画

#### (1) 第2次三好市総合計画（2018年度～2027年度）

三好市において、総合計画は、市の将来目標を示す最上位の計画であり、魅力あるまちづくりを推進するための総合的かつ戦略的な行政運営の指針となる計画です。

「三好まるごとブランド化」「子どもを育てやすい環境づくり」「雇用の確保」の3つの重点目標を設定することで、「人口減少」の抑制と「少子化」への対応に積極的に取り組むことが掲げられています。このうち「三好まるごとブランド化」では、観光業・農林業・商工業が連携した「三好市まるごと観光」の推進を掲げています。また、「雇用の確保」については観光施策や商店街の振興施策と雇用施策との一体的な推進、強い産業の育成による移住推進支援、「三好市生涯活躍のまち構想」の推進による地域の人手不足の解消を掲げています。

## **(2) 第2次三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020年度～2024年度）**

三好市人口ビジョン改訂版で掲げられた市の人口目標 14,000 人超の確保に向けて、『三好らしい住環境づくり・生活の質の向上』をコンセプトに掲げ、地方創生を推進しています。戦略目標に、「働く場をつくる三好」の重点プロジェクトを第1次総合戦略から引き続き掲げており、交流人口の拡大や観光消費額の増加、さらには産業の担い手となる人材や団体の確保を充実・強化させることを掲げて取り組んでいます。

## **(3) 三好市中小企業振興基本条例（2018年4月1日施行）**

本計画は、「三好市中小企業振興基本条例」の基本方針に基づき定められています。

中小企業振興に取り組む姿勢を明確化し、中小企業振興の理念や、市が取り組む施策の基本方針を定めるとともに、企業、各種関係団体、市民等、中小企業振興に関わる様々な主体が市内における中小企業の重要性を認識し、地域社会全体で連携・協働して取り組むことを目的としています。

### **主な関連計画**

#### **(4) 経営発達支援計画（三好市商工会）（2019年度～2024年度）**

三好市商工会が策定する経営発達支援計画は、三好市商工会管内の事業者について商工会が様々な観点からのサポートを行うにあたっての計画です。

小規模事業者の急減に歯止めをかけ持続的発展を実現するため、地域の特性や課題を踏まえた上で継続的な支援を行うことを目標としています。

#### **(5) 経営発達支援計画（阿波池田商工会議所）（2023年度～2027年度）**

阿波池田商工会議所が策定する経営発達支援計画は、阿波池田商工会議所管内の事業者について商工会議所が様々な観点からのサポートを行うにあたっての計画です。

市が定める「三好市生涯活躍のまち構想」をもとに、市内の医薬品製造業者、醸造業者を中心に、管内の小規模事業者を巻き込んだ、ヘルスケア産業コンプレックスを構築することを目標としています。

#### **(6) 事業継続力強化支援計画（三好市商工会と三好市の連名）（2022年度～2026年度）**

自然災害を中心とする経営や事業の継続に大きな影響を受ける事象が起きた際の小規模事業者の事業継続力強化の取組を、三好市商工会と市が共同で支援するための計画です。

## **5. 計画期間**

本計画の計画期間は 2023 年度から 2027 年度までの 5 年間とします。なお経済情勢の急激な変化等に応じ、適宜見直しを行います。



## 第2章

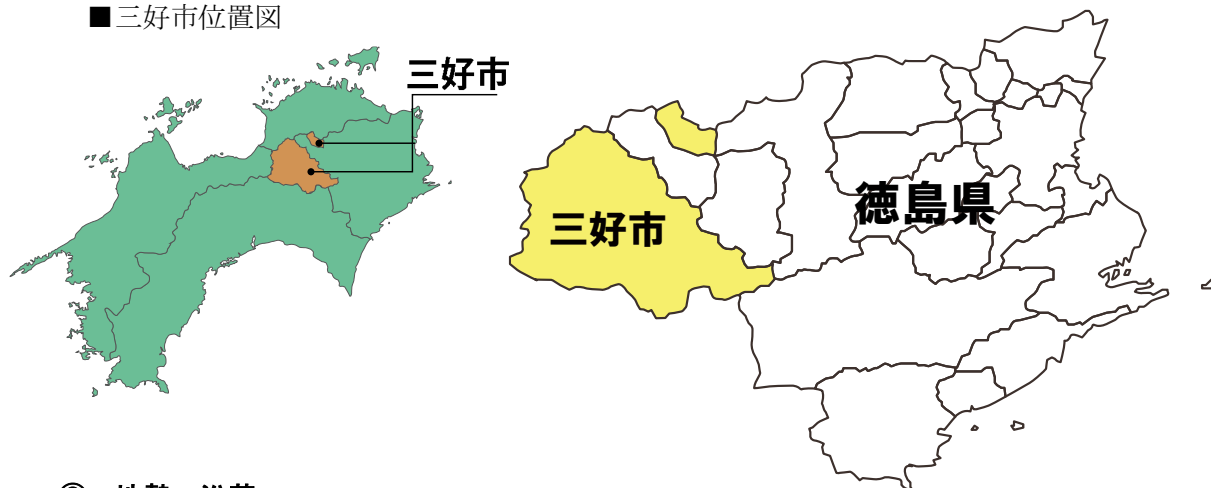
### 三好市の中小企業を取り巻く現況と課題

## 1. 三好市の概況

### ① 位置

三好市は徳島県の西端、四国のほぼ中央に位置しており、西は愛媛県、南は高知県、北は香川県に接しています。三好市の面積は721.42 km<sup>2</sup>で四国一の広い面積を誇り、徳島県の17.4%を占めています。一方、可住地面積を見ると93.39 km<sup>2</sup>、割合として12.9%と極端に低く、傾斜地である森林が87.1%を占める地域です。

■三好市位置図



### ② 地勢・沿革

三好市は、2006年3月1日、三好郡の旧三野町、池田町、山城町、井川町、東祖谷山村、西祖谷山村の6町村が合併して誕生しました。三野地域については東みよし町を挟んで飛び地の行政区になっています。市域の大部分が丘陵ならびに山地となっており、可住地は吉野川の沿川とその支流の谷合に点在しています。

四国の中央部を東西に貫く四国山地は、西日本第二の高峰である剣山(1,955m)や三嶺、そのほか黒沢湿原、塩塚高原、腕山などの自然豊かな地域です。また大歩危・小歩危、祖谷溪が独自の自然景観を形成しており、剣山国定公園に指定されるなど、自然、文化遺産の伝説の宝庫となっています。「剣山」をはじめ、全国的に知られる大歩危・小歩危や祖谷のかずら橋、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「落合集落」、市域各地に残る「平家落人伝説」や「妖怪伝承説」などの歴史文化や井川スキー場腕山、紅葉温泉をはじめとする数々の温泉などのレジャー施設等、豊富な自然資源と多種多様な文化的遺産、多様な観光交流資源を保有しています。三好市の北東部と南東部剣山との高低差は、1,900m近くもあり豊かな大自然を育み、谷川は深く切れ込み美しい溪谷をつくりだしています。

三好市の中央部を流れる吉野川は愛媛県と高知県境の瓶ヶ森付近に水源を発し、四国山地を南北に横断しています。市域では大歩危・小歩危の溪谷をつくり三好市池田町でほぼ直角に曲がり東へと進路を変えています。

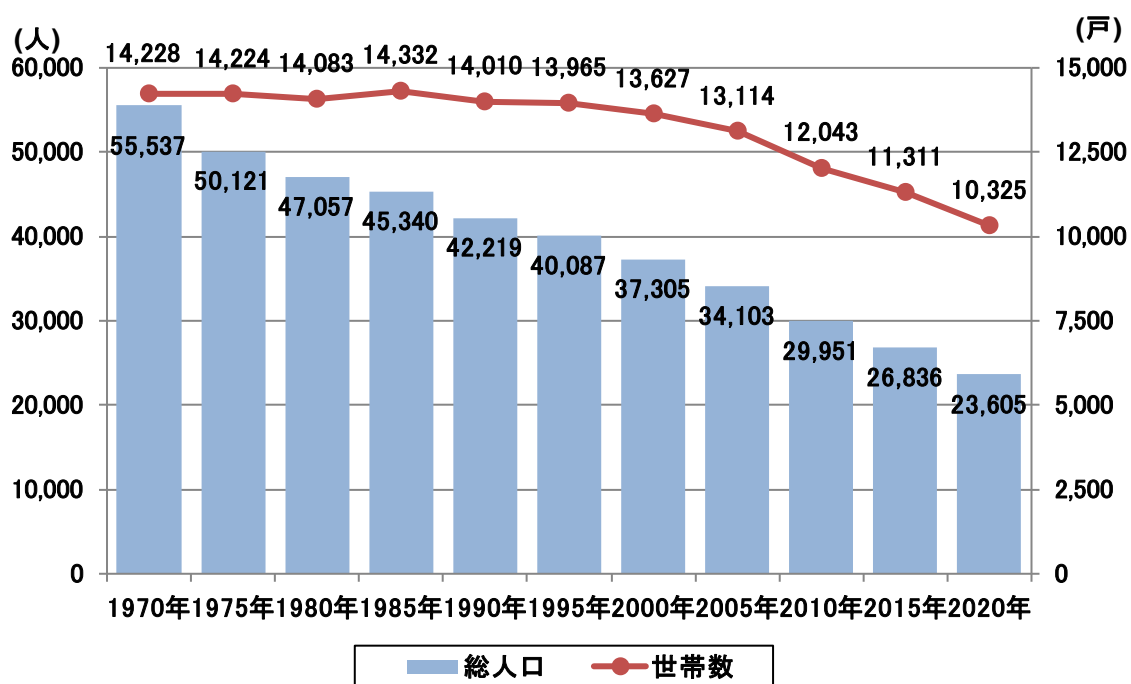
## 2. 統計データから見た三好市の現況

### (1) 人口構造

#### 人口・世帯数の推移

三好市の人口は1970年では55,537人でしたが、年々減少を続け、2020年には23,605人となっており、5年間に約1割ずつ人口が減少しています。また世帯数では1985年に14,332戸と最も多い世帯数となっていますが、それ以降は減少を続け、2020年には10,325戸と約28%減となっています。

#### ■ 総人口と世帯数



出典：国勢調査

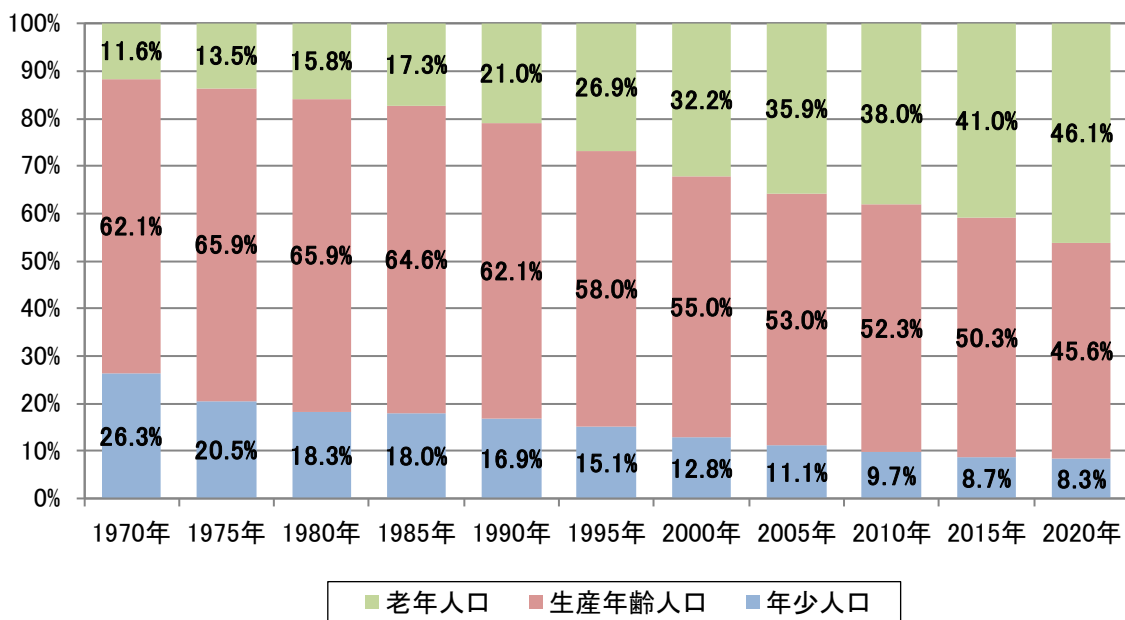
### 年齢3区分別人口割合

年少人口（0歳～14歳）の推移を見ると、1970年では人口の26.3%を占めていましたが、2010年には10%を下回り、2020年には8.3%にまで減少しています。

生産年齢人口（15歳～64歳）の推移を見ると、1970年から1990年まで人口の60%以上を占めていましたが、1995年以降から人口の60%を下回り、2020年には人口の45.6%にまで占める割合が減少しています。

老年人口（65歳以上）の推移を見ると、1970年では人口の11.6%でしたが、1990年には21.0%と増加しており、2000年には32.2%、2020年には46.1%を占めており、老年人口が占める割合が年々増加しています。

■年齢3区分別人口割合



出典：国勢調査

## 将来推計人口

2020年には人口が23,605人となっていますが、社会保障・人口問題研究所の将来人口推移によると、2025年には2020年の人口から約13%減少した20,606人、2040年には2020年の人口から約42%減少した13,745人になると推測されており、このままではさらに人口減少が進行すると考えられます。

### ■ 将来推計人口

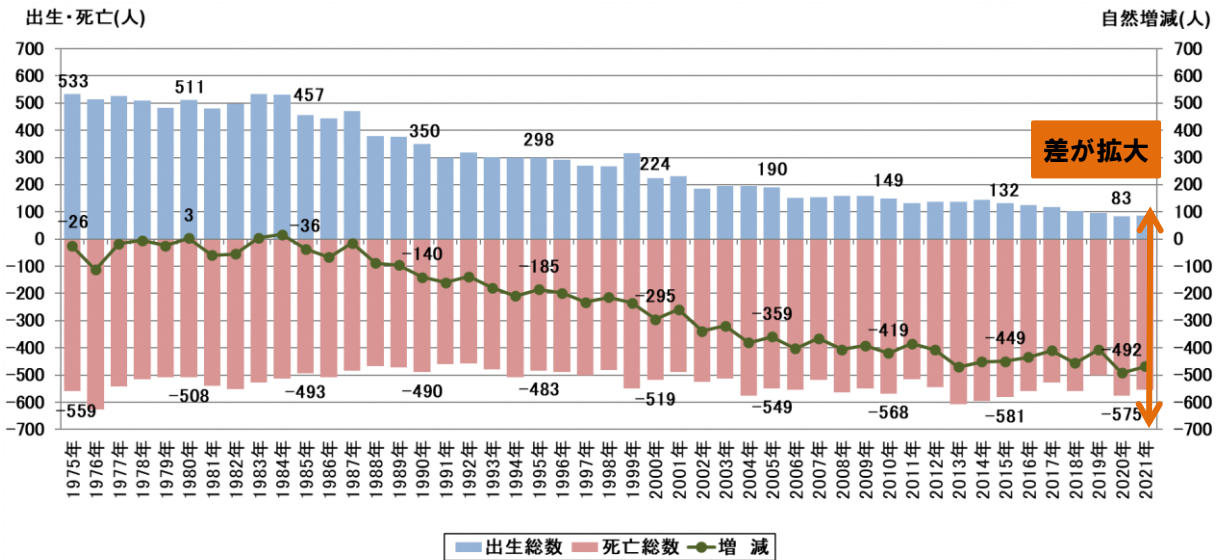


出典：2020年以前は国勢調査、2025年以降は社会保障・人口問題研究所

## 人口動態

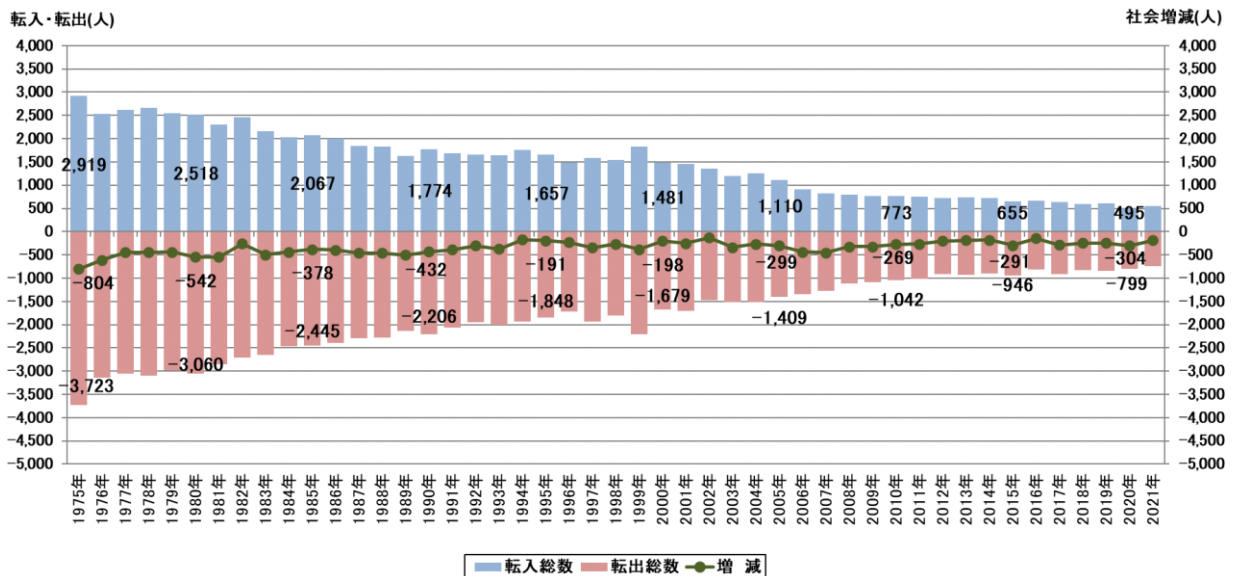
自然動態では、1985年まで出生総数が500人前後を維持していましたが、年々減少しており2020年には83人まで低下しています。一方、死亡総数は1975年から2020年にかけて平均526人となっており、500人前後で推移しています。出生総数が減少傾向にあることから、自然増減数が年々減少している傾向が見られます。

### ■自然動態



社会動態では、1975年から2021年にかけて転出数が転入数を上回っており、社会増減数は減少を続けています。

### ■社会動態



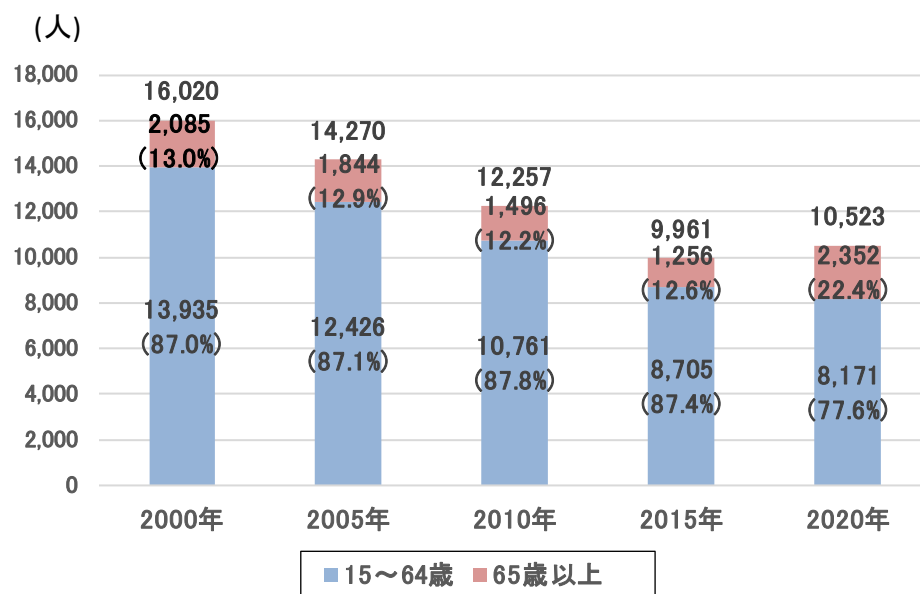
出典：徳島県の統計情報 年報 人口移動調査

## 就業者年齢

就業者とは、「調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人」を指します。

市内の就業者は、2015年まで減少していましたが、2020年に増加に転じています。

また、年齢ごとの内訳について、2000年から2015年までは就業者に占める65歳以上の就業者割合は13%付近で推移していますが、2020年には22.4%まで上昇しており、就業者の高齢化が急速に進んでいることが分かります。



出典：国勢調査

## (2) 産業構造

### 産業分類別事業者数・従業者数の割合

2021年度での産業別事業所数では、第1次産業が全体の1.4%を占めており、「農業、林業」のみです。第2次産業は全体の18.0%を占めており、そのうち「建設業」が最も多く、市内事業所の内12.0%を占めています。第3次産業は全体の80.6%を占めており、そのうち「卸売業、小売業」が最も多く、市内事業所の内26.1%を占めています。

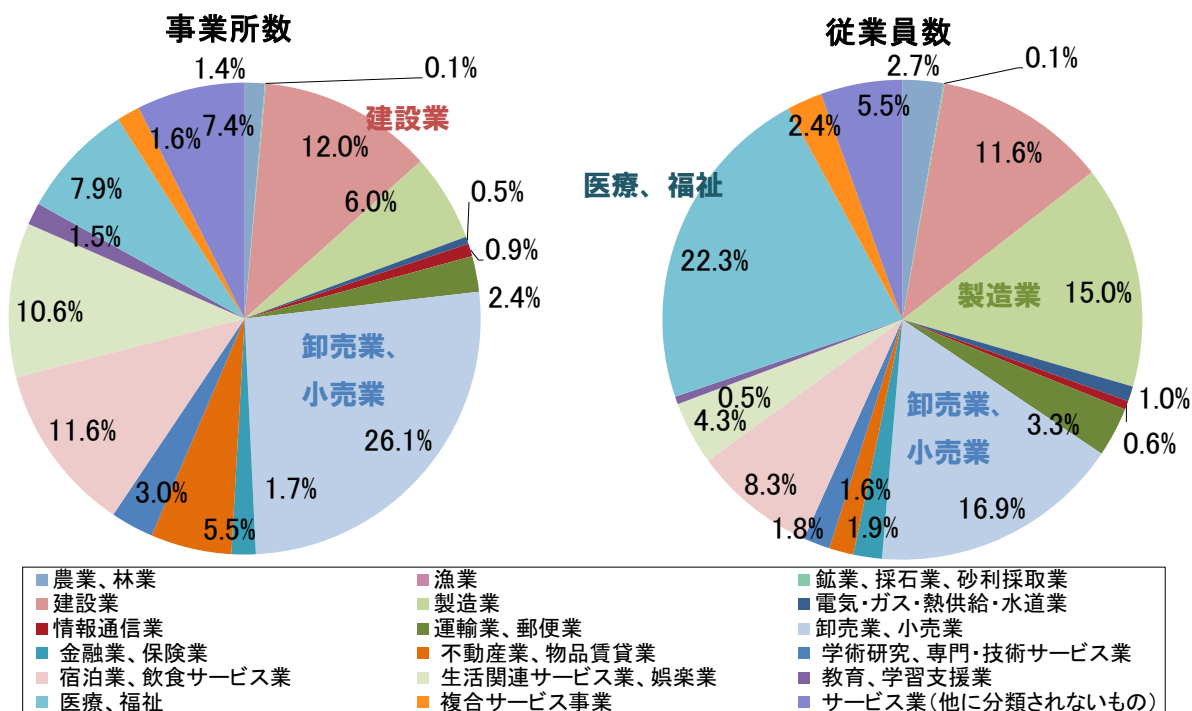
従業者数では第1次産業が全体の2.7%となっています。第2次産業が全体の26.8%で、そのうち「製造業」が最も多く、市内従業者の内15.0%を占めています。第3次産業が全体の70.5%を占めており、そのうち「医療、福祉」が最も多く、市内従業者の22.3%を占めています。また、「卸売業、小売業」の従業者数も多くなっており、市内従業者の内16.9%を占めています。

### ■産業大分類別事業所数・従業者数（日本標準産業分類）

産業割合	事業所数						従業者数					
	2014年		2016年		2021年		2014年		2016年		2021年	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
第1次産業	14	0.9%	12	0.8%	19	1.4%	158	1.6%	67	0.7%	246	2.7%
第2次産業	323	19.7%	294	19.4%	250	18.0%	2,938	29.3%	2,849	29.2%	2,404	26.8%
第3次産業	1,300	79.4%	1,212	79.8%	1,120	80.6%	6,928	69.1%	6,856	70.2%	6,334	70.5%
合計	1,637	100.0%	1,518	100.0%	1,389	100.0%	10,024	100.0%	9,772	100.0%	8,984	100.0%

出典：経済センサス（2021年については速報値、その他は確報値を採用）

### ■事業所数と従業者数（2021年）



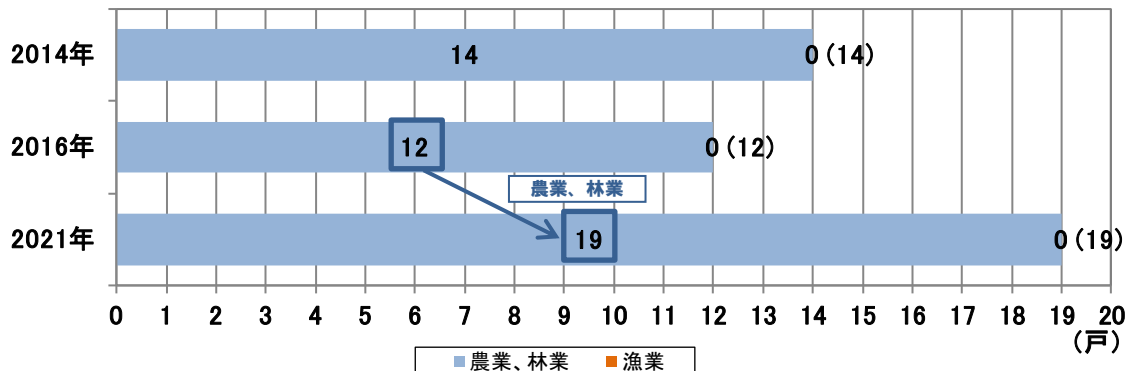
出典：経済センサス活動調査（速報値）



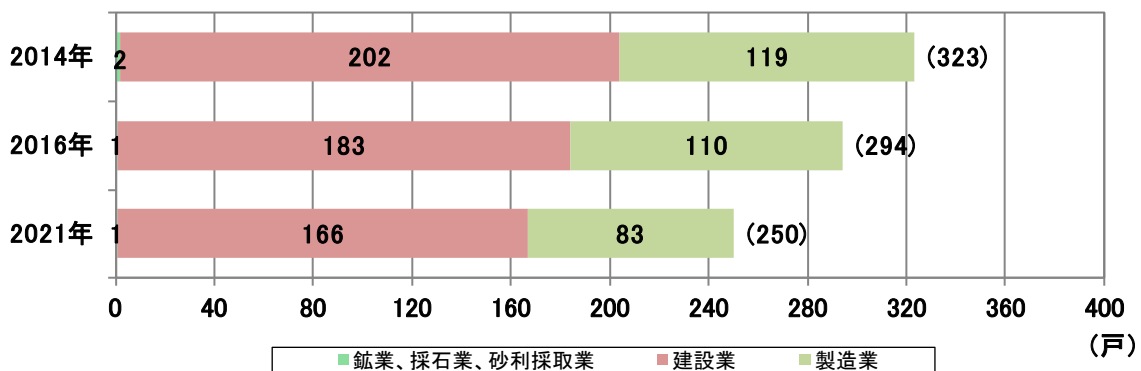
### 産業大分類別事業所数の推移

事業所数の推移を見ると、ほとんどの産業において減少傾向にあります。2014年から2021年にかけて「情報通信業」で増加が見られます。また、2016年から2021年にかけて「農業、林業」「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」で増加が見られます。

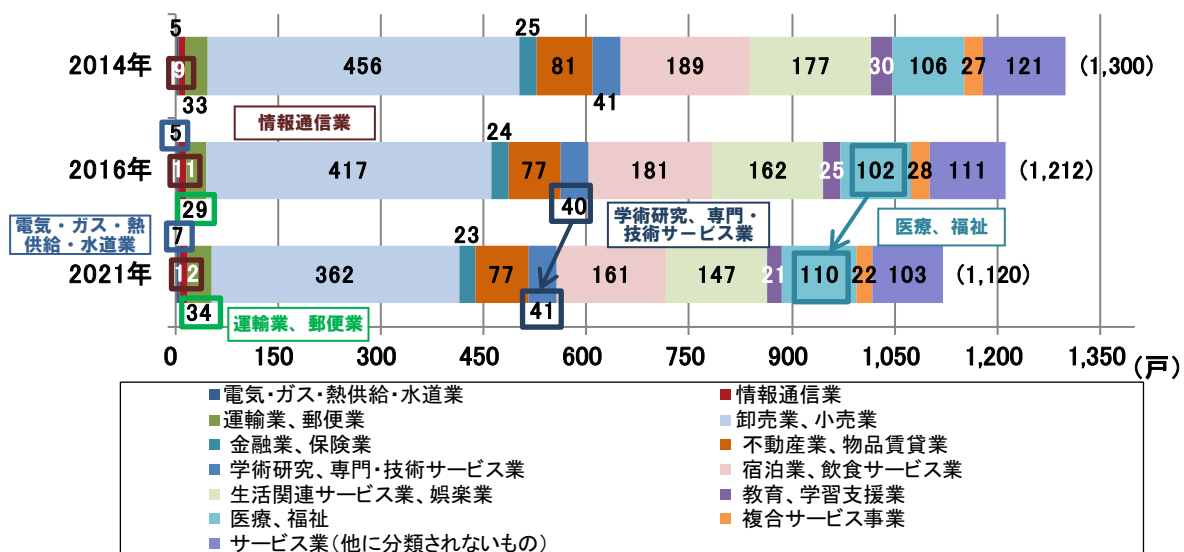
#### ■事業所数の推移 第1次産業



#### ■事業所数の推移 第2次産業



#### 事業所数の推移 第3次産業

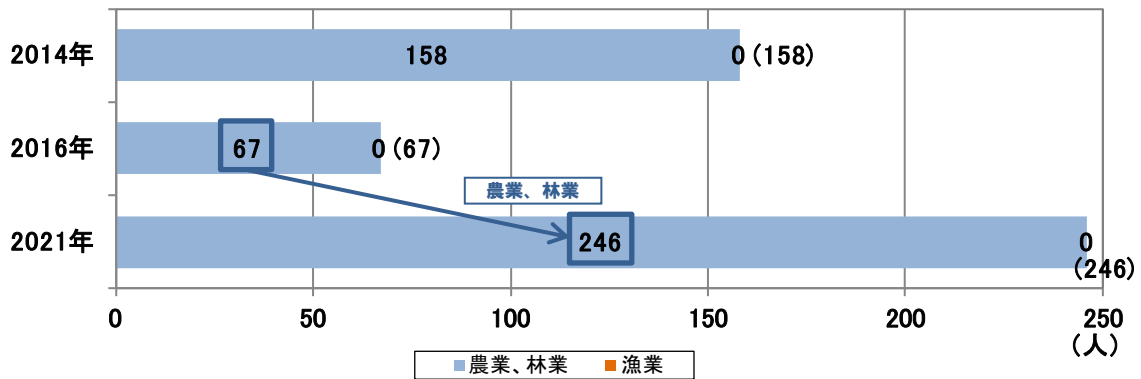


出典：経済センサス（2021年については速報値、その他は確報値を採用）

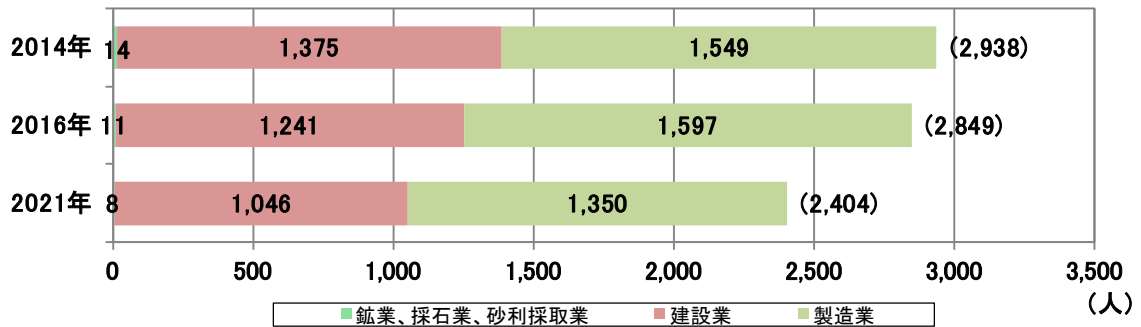
### 産業大分類別従業者数の推移

従業者数の推移を見ると、ほとんどの産業において減少傾向にあります。2014年から2021年にかけて「情報通信業」と「医療、福祉」で増加が見られます。また、2016年から2021年にかけて「農業、林業」で増加が見られます。

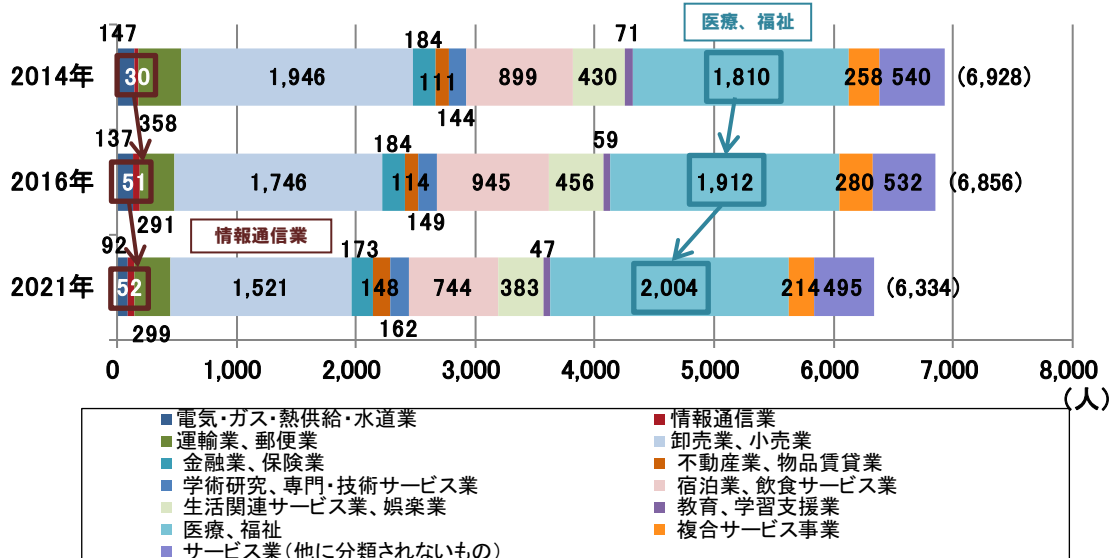
#### ■従業者数の推移 第1次産業



#### ■従業者数の推移 第2次産業



#### ■従業者数の推移 第3次産業



出典：経済センサス（2021年については速報値、その他は確報値を採用）

## 事業者区分

三好市内の事業所（公務を除く）を見ると、2016年は全事業所1,518事業所のうち、99.6%にあたる1,512事業所が中小企業となっています。さらに、このうち1,227事業所（80.8%）が小規模企業者、1,106事業所（72.9%）が小企業者となっています。

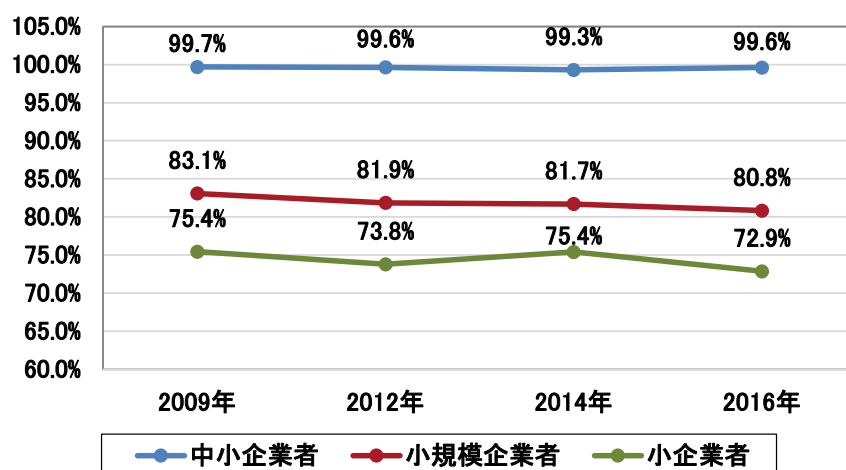
また、小規模企業者の市内事業者に占める割合が減少傾向にあります。

### ■中小企業者・小規模企業者・小企業者数内訳

業種	事業所総数	中小企業者	小規模企業者	小企業者
A 農業、林業	12 (19 <sup>※</sup> )	12	11	7
B 漁業	- (-)	-	-	-
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1 (1)	1	1	0
D 建設業	183 (166)	183	170	109
E 製造業	110 (83)	107	91	55
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5 (7)	5	4	0
G 情報通信業	11 (12)	11	11	8
H 運輸業、郵便業	29 (34)	29	24	12
I 卸売業、小売業	417 (362)	417	339	339
J 金融業、保険業	24 (23)	24	12	12
K 不動産業、物品賃貸業	77 (77)	77	75	75
L 学術研究、専門・技術サービス業	40 (41)	40	34	34
M 宿泊業、飲食サービス業	181 (161)	181	147	147
N 生活関連サービス業、娯楽業	162 (147)	162	145	145
O 教育、学習支援業	25 (21)	25	23	23
P 医療、福祉	102 (110)	100	35	35
Q 複合サービス事業	28 (22)	27	18	18
R サービス業（他に分類されないもの）	111 (103)	111	87	87
合計	1,518 (1,389)	1,512	1,227	1,106
割合	100.0%	99.6%	80.8%	72.9%

※表中のカッコ内の数値は2021年、その他の数値は2016年

### ■中小企業者・小規模企業者・小企業者が市内に占める割合



出典：経済センサス活動調査（2021年については速報値、その他は確報値を採用）

※中小企業者、小規模企業者の分類は、従業者数を基準に分類している。

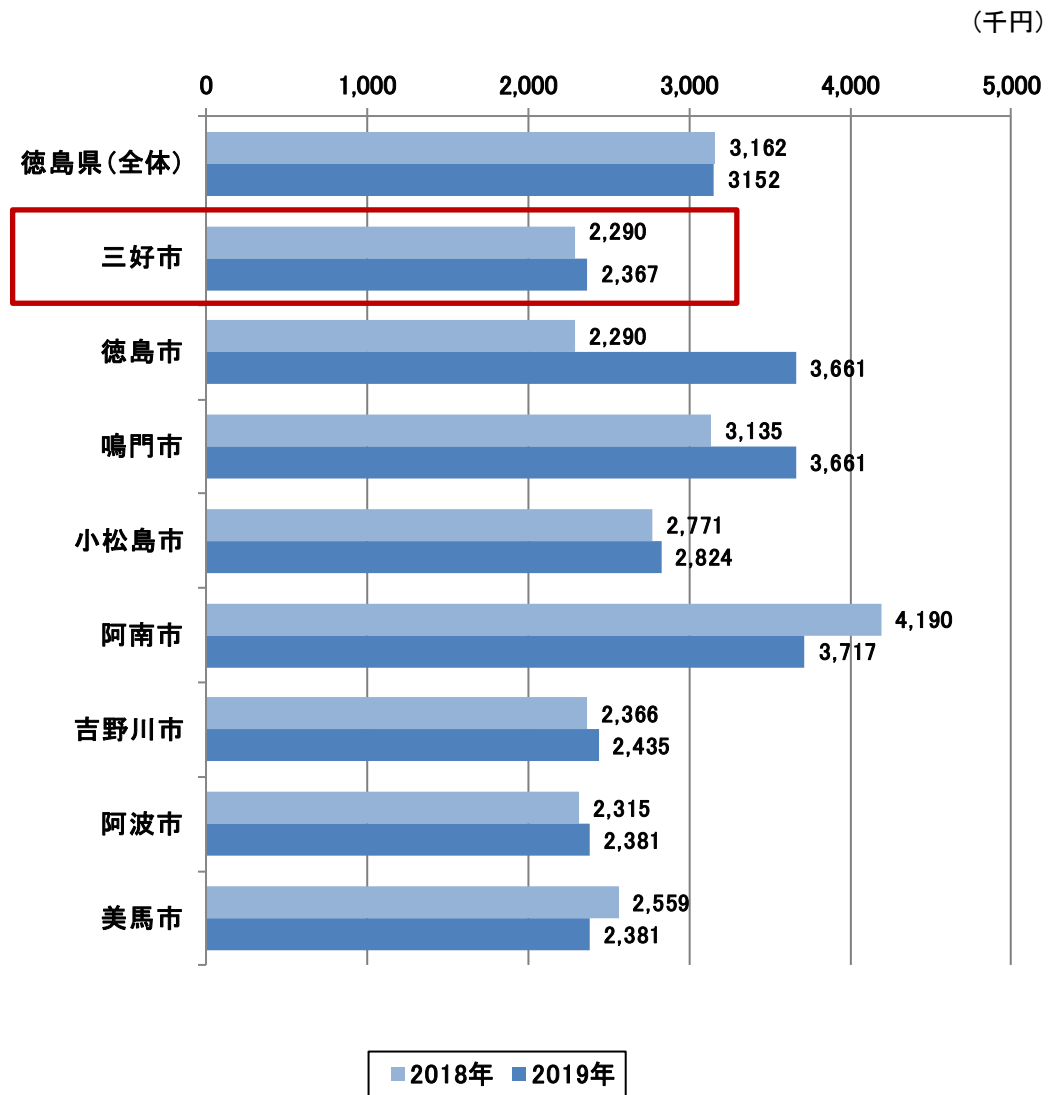
※経済センサスのデータの仕様上、卸売業、小売業、サービス業以外の業種についても中小企業者を100人以下で抽出している。

※「出向・派遣従業者のみ」事業所については、事業所総数にのみ含んでいる。

## 所得の状況

三好市の一人当たりの所得の状況を見ると、2019年には約237万円となっており、徳島県内の他市と比較すると低くなっています。

### ■一人当たりの所得

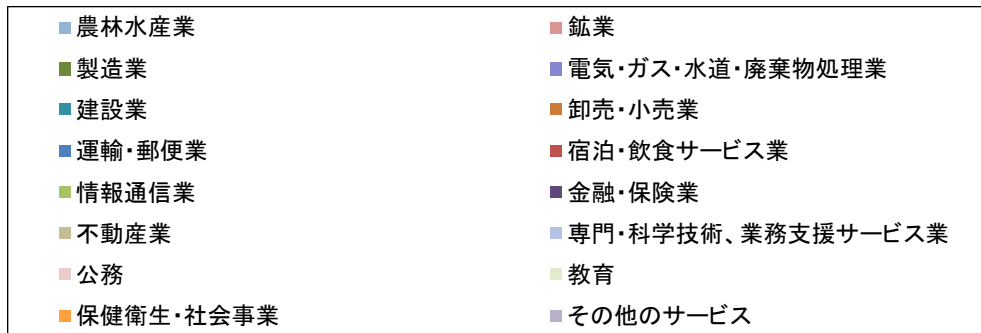
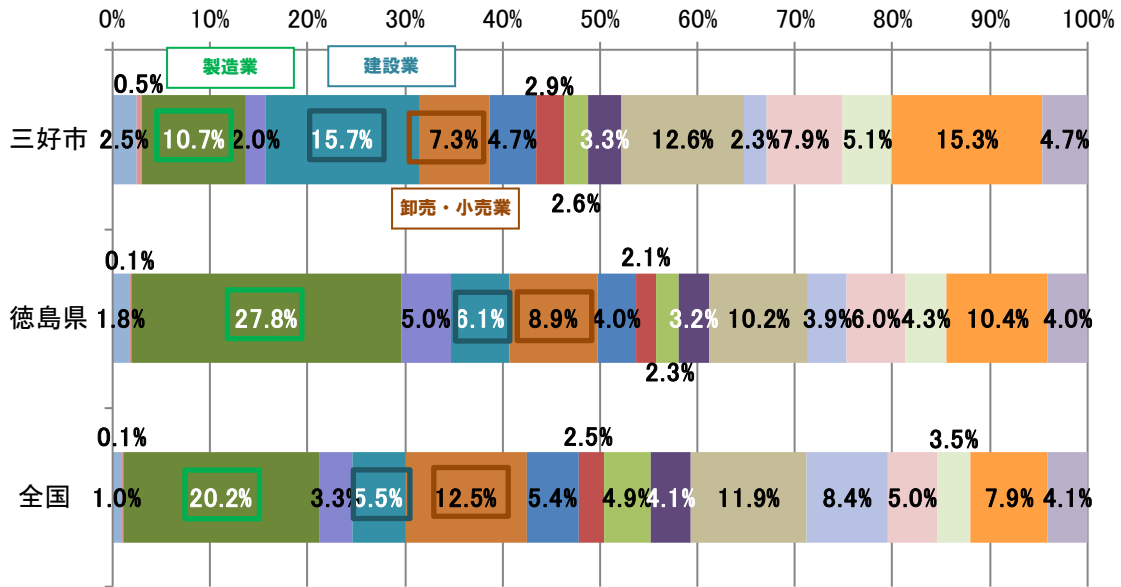


出典：RESAS 地域経済分析システム

## 産業別総生産

三好市は全国と比較して「建設業」等の割合が高く、「製造業」及び「卸売・小売業」等の割合が低くなっています。

### ■産業別総生産内訳(2019年度)

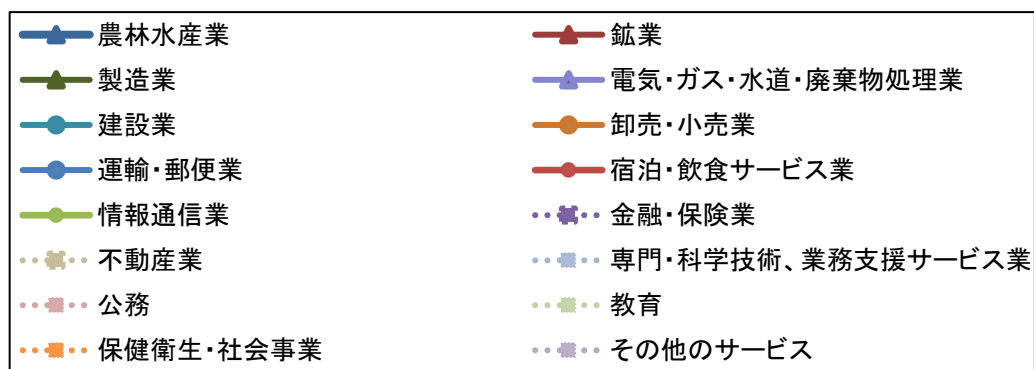
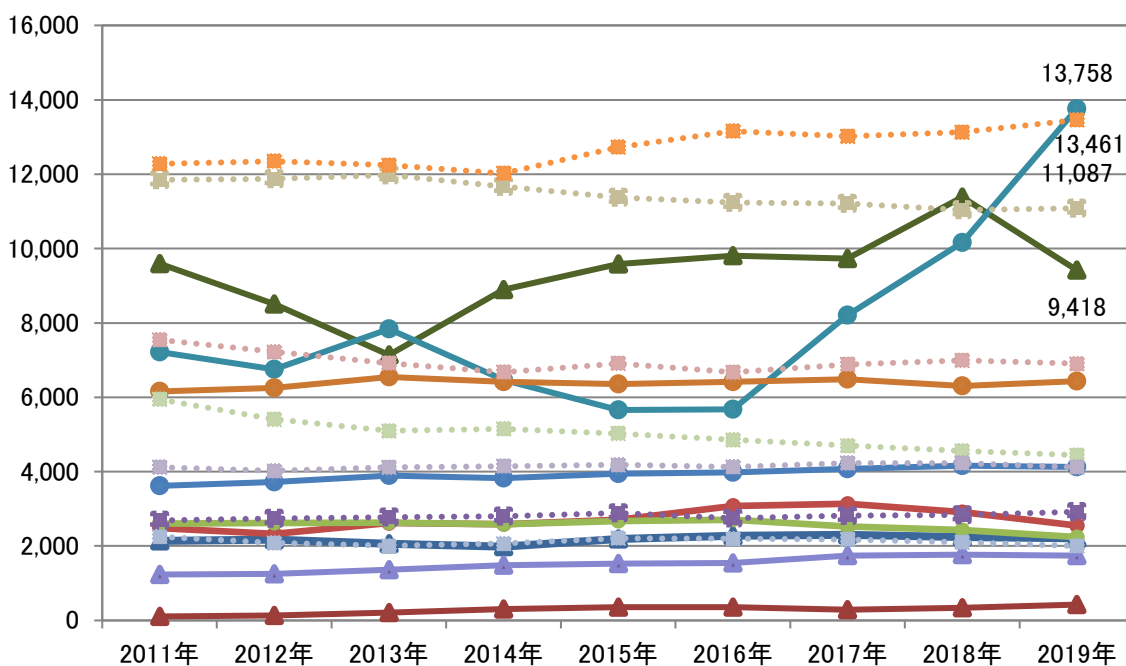


出典：内閣府国民経済計算、徳島県市町村経済計算推計結果

また、市内の総生産の推移はおおむね減少か横ばいで推移していますが、「建設業」及び「保健衛生・社会事業」に関しては増加傾向が見られます。

■産業別総生産内訳の推移

(百万円)

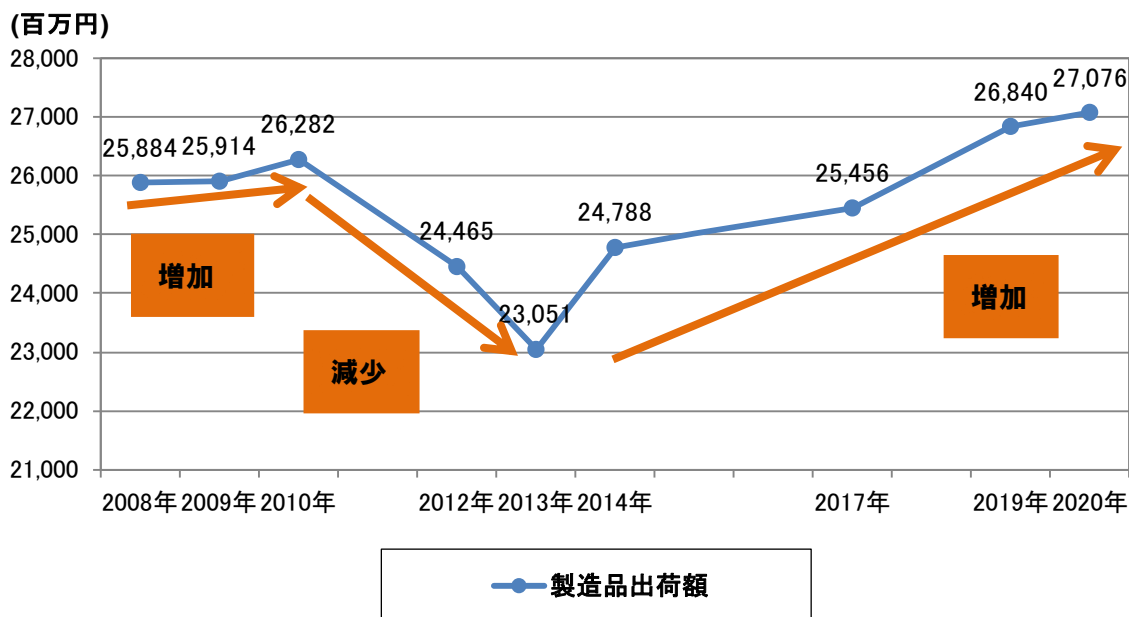


出典：徳島県市町村民経済計算推計結果

## 製造品出荷額

製造品出荷額の推移では、2010年までは増加が見られ、約263億円となっていますが、2013年には約230億円にまで減少しています。2020年には約270億円まで回復しており、2010年を上回っています。

### ■製造品出荷額の推移



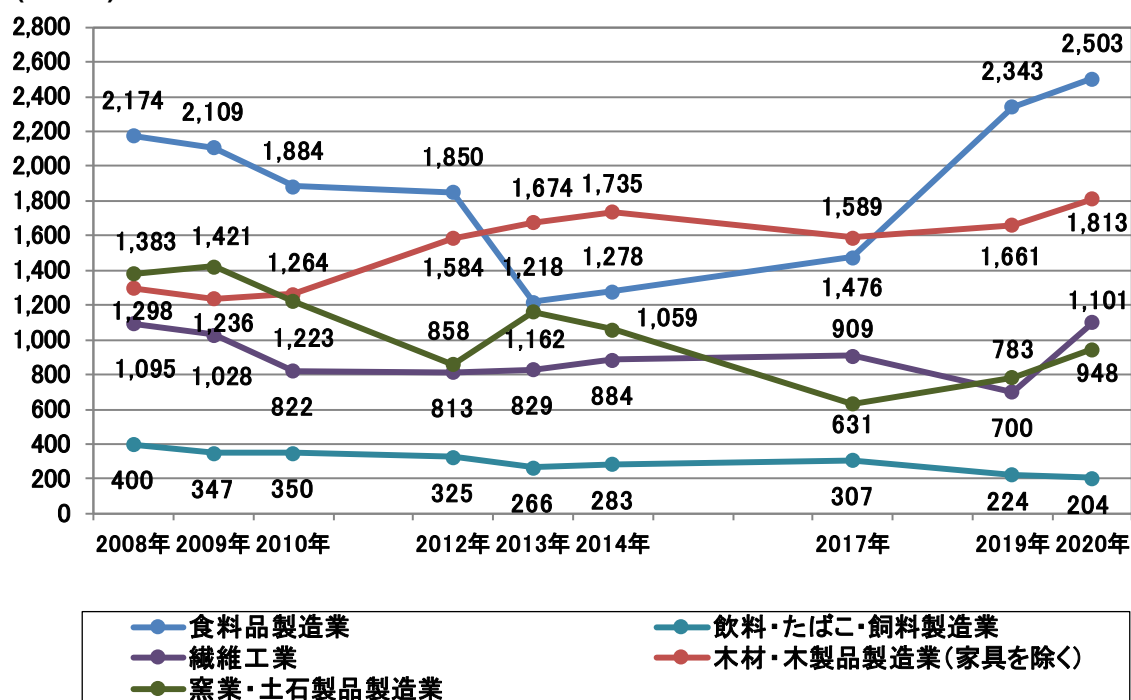
出典：工業統計

2020年の製造品出荷額の内訳を見ると、「食料品製造業」が「木材・木製品製造業（家具を除く）」を上回り、三好市内で最も多くなっています。次に「木材・木製品製造業（家具を除く）」、「繊維工業」が多くなっています。

事業所数は、「食料品製造業」が13事業所と最も多く、次いで「木材・木製品製造業（家具を除く）」、「繊維工業」の順に多くなっています。

従業者数は「プラスチック製品製造業（※1を除く）」が204人と最も多く、次いで「パルプ・紙・紙加工品製造業」、「食料品製造業」の順に多くなっています。

■ 製造品出荷額内訳の推移  
(百万円)



出典：工業統計

■ 産業中分類別統計表

産業分類	事業所数		従業者数		製造品出荷額	
	(事業所)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(万円)	構成比(%)
製造業計	46	100%	1,269	100%	2,707,602	100%
食料品製造業	13	28%	185	15%	250,270	9%
飲料・たばこ・飼料製造業	3	7%	21	2%	20,413	1%
繊維工業	5	11%	166	13%	110,063	4%
木材・木製品製造業(家具を除く)	8	17%	145	11%	181,323	7%
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	4%	191	15%	X	X
印刷・同関連業	2	4%	107	8%	X	X
化学工業	2	4%	54	4%	X	X
プラスチック製品製造業(※1を除く)	2	4%	204	16%	X	X
窯業・土石製品製造業	4	9%	56	4%	94,809	4%
鉄鋼業	1	2%	60	5%	X	X
金属製品製造業	1	2%	32	3%	X	X
電気機械器具製造業	2	4%	44	3%	X	X
その他の製造業	1	2%	4	0%	X	X

Xについては、対象事業所数などから個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿を行っている箇所である。

※1については次の通りである。

家具・装飾品	がん具・運動用具	と石
プラスチック製版	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	模造真珠
畳	目盛りのついた三角定規	歯車
手袋	写真フィルム(乾板を含む)	漆器
耐火物	うちわ・扇子・ちょうちん	注射筒
ぼうき・ブラシ	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	パレット
義歯	装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	モデル・模型
洋傘・和傘・同部分品	かつら	工業用模型
魔法瓶	時計側	レコード
香板・標識機	楽器	眼鏡

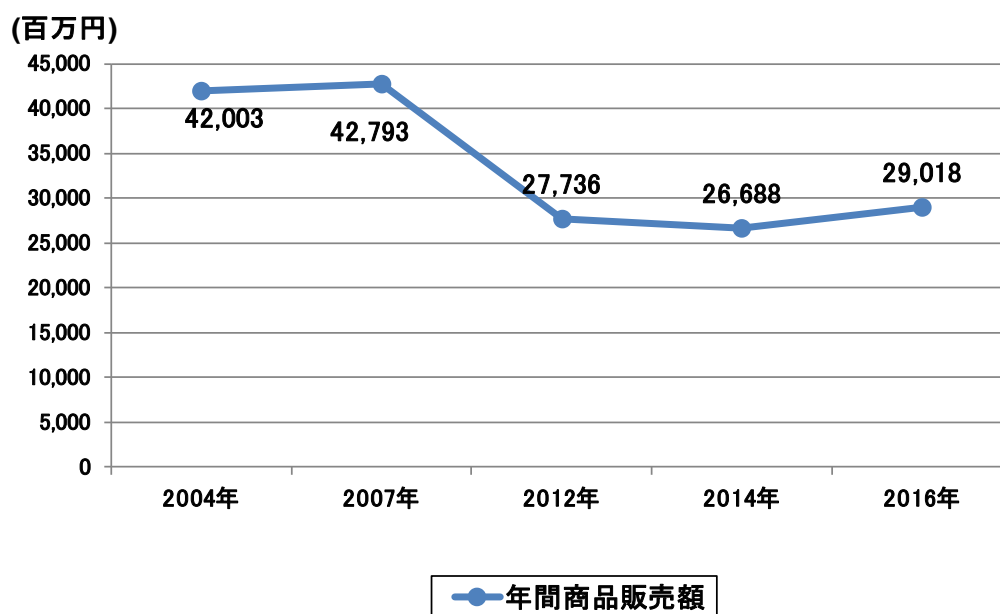
出典：2020年度工業統計



## 年間販売額

卸売・小売業の年間販売額の推移を見ると、2004年、2007年では420億円以上でしたが、2016年には2004年から30.9%減少し、約290億円となっています。

### ■年間販売額推移



出典：2004年、2007年、2014年は商業統計、2012年、2016年は経済センサス活動調査

卸売業産業分類別事業所数では、「食料・飲料卸売業」、「建築材料卸売業」、「医薬品・化粧品等卸売業」の順に多くなっています。従業者数では、「建築材料卸売業」、「食料・飲料卸売業」、「他に分類されない卸売業」の順に多くなっています。

■卸売業産業分類別事業所数、従業者数、年間商品販売額

産業分類	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	(事業所数)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(百万円)	構成比(%)
卸売業計	43	100.0%	217	100.0%	9,252	100.0%
50 各種商品卸売業	-	-	-	-	-	-
51 繊維・衣服等卸売業	-	-	-	-	-	-
511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	-	-	-	-	-	-
512 衣服卸売業	-	-	-	-	-	-
513 身の回り品卸売業	-	-	-	-	-	-
52 飲食料品卸売業	14	32.6%	54	24.9%	2,254	24.4%
521 農畜産物・水産物卸売業	5	11.6%	21	9.7%	1,582	17.1%
522 食料・飲料卸売業	9	20.9%	33	15.2%	672	7.3%
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	12	27.9%	66	30.4%	4,071	44.0%
531 建築材料卸売業	7	16.3%	48	22.1%	2,433	26.3%
532 化学製品卸売業	2	4.7%	4	1.8%	X	X
533 石油・鉱物卸売業	3	7.0%	14	6.5%	X	X
534 鉄鋼製品卸売業	-	-	-	-	-	-
535 非鉄金属卸売業	-	-	-	-	-	-
536 再生資源卸売業	-	-	-	-	-	-
54 機械器具卸売業	7	16.3%	52	24.0%	709	7.7%
541 産業機械器具卸売業	2	4.7%	15	6.9%	X	X
542 自動車卸売業	4	9.3%	18	8.3%	307	3.3%
543 電気機械器具卸売業	1	-	19	-	X	X
549 その他の機械器具卸売業	-	-	-	-	-	-
55 その他の卸売業	10	23.3%	45	20.7%	539	5.8%
551 家具・建具・じゅう器等卸売業	-	-	-	-	-	-
552 医薬品・化粧品等卸売業	6	14.0%	16	7.4%	187	2.0%
553 紙・紙製品卸売業	1	2.3%	4	1.8%	X	X
559 他に分類されない卸売業	3	7.0%	25	11.5%	X	X

Xについては、対象事業所数などから個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿を行っている箇所を示す。

出典：2016年経済センサス活動調査

小売業産業分類別事業所数では、「その他の飲食料品小売業」、「自動車小売業」と「燃料小売業」の順に多くなっています。従業者数では、「その他の飲食料品小売業」、「各種飲食料品小売業」、「自動車小売業」の順に多くなっています。

■小売業産業分類別事業所数、従業者数、年間商品販売額

産業分類	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	(事業所数)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(百万円)	構成比(%)
小売業計	318	100.0%	1,236	100.0%	19,766	100.0%
56 各種商品小売業	1	0.3%	1	0.1%	X	X
561 百貨店、総合スーパー	-	-	-	-	-	-
569 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	1	0.3%	1	0.1%	X	X
57 織物・衣服・身の回り品小売業	33	10.4%	83	6.7%	989	5.0%
571 呉服・服地・寝具小売業	5	1.6%	15	1.2%	37	0.2%
572 男子服小売業	2	0.6%	4	0.3%	X	X
573 婦人・子供服小売業	18	5.7%	43	3.5%	477	2.4%
574 靴・履物小売業	1	0.3%	1	0.1%	X	X
579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	7	2.2%	20	1.6%	426	2.2%
58 飲食料品小売業	117	36.8%	518	41.9%	7,835	39.6%
581 各種食料品小売業	19	6.0%	173	14.0%	3,718	18.8%
582 野菜・果実小売業	4	1.3%	9	0.7%	X	X
583 食肉小売業	4	1.3%	33	2.7%	418	2.1%
584 鮮魚小売業	5	1.6%	9	0.7%	40	0.2%
585 酒小売業	20	6.3%	43	3.5%	675	3.4%
586 菓子・パン小売業	17	5.3%	45	3.6%	196	1.0%
589 その他の飲食料品小売業	48	15.1%	206	16.7%	X	X
59 機械器具小売業	48	15.1%	162	13.1%	2,546	12.9%
591 自動車小売業	28	8.8%	116	9.4%	2,182	11.0%
592 自転車小売業	2	0.6%	4	0.3%	X	X
593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	18	5.7%	42	3.4%	X	X
60 その他の小売業	116	36.5%	457	37.0%	X	X
601 家具・建具・畳小売業	9	2.8%	21	1.7%	96	0.5%
602 じゅう器小売業	3	0.9%	5	0.4%	30	0.2%
603 医薬品・化粧品小売業	25	7.9%	86	7.0%	2,014	10.2%
604 農耕用品小売業	2	0.6%	8	0.6%	X	X
605 燃料小売業	28	8.8%	114	9.2%	4,064	20.6%
606 書籍・文房具小売業	8	2.5%	85	6.9%	396	2.0%
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	5	1.6%	15	1.2%	X	X
608 写真機・時計・眼鏡小売業	9	2.8%	19	1.5%	80	0.4%
609 他に分類されない小売業	27	8.5%	104	8.4%	X	X
61 無店舗小売業	3	0.9%	15	1.2%	47	0.2%
611 通信販売・訪問販売小売業	3	0.9%	15	1.2%	47	0.2%
612 自動販売機による小売業	-	-	-	-	-	-
619 その他の無店舗小売業	-	-	-	-	-	-

Xについては、対象事業所数などから個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿を行っている箇所を示す。

出典：2016年経済センサス活動調査

サービス関連産業 B では、「洗濯・理容・美容・浴場業」が 123 事業所と最も多く、次いで「飲食店」、「不動産賃貸業・管理業」の順に多くなっています。従業者数では、「飲食店」が 346 人で最も多く、次いで「宿泊業」、「洗濯・理容・美容・浴場業」の順に多くなっています。

■産業分類別（サービス関連産業 B）事業所数、従業者数、売上（収入）金額

産業中分類	事業所数		従業者数(人)		売上(収入)金額 (百万円)
		構成比(%)		構成比(%)	
サービス業B合計	946	100.0%	3,498	100.0%	-
情報通信業(※2)	2	0.2%	17	0.5%	X
情報サービス業	2	0.2%	17	0.5%	X
インターネット附随サービス業	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	76	8.0%	113	3.2%	402
不動産取引業	6	0.6%	11	0.3%	77
不動産賃貸業・管理業	66	7.0%	94	2.7%	234
物品賃貸業	4	0.4%	8	0.2%	90
学術研究、専門・技術サービス業	33	3.5%	140	4.0%	1,294
学術・開発研究機関	-	-	-	-	-
専門サービス業(他に分類されないもの)	12	1.3%	33	0.9%	X
広告業	1	0.1%	1	0.0%	X
技術サービス業(他に分類されないもの)	20	2.1%	106	3.0%	1,115
宿泊業、飲食サービス業	157	16.6%	772	22.1%	3,742
宿泊業	38	4.0%	288	8.2%	1,563
飲食店	94	9.9%	346	9.9%	1,468
持ち帰り・配達飲食サービス業	25	2.6%	138	3.9%	711
生活関連サービス業、娯楽業	147	15.5%	368	10.5%	4,455
洗濯・理容・美容・浴場業	123	13.0%	189	5.4%	419
その他の生活関連サービス業	11	1.2%	30	0.9%	153
娯楽業	13	1.4%	149	4.3%	3,884
教育、学習支援業(※3)	23	2.4%	52	1.5%	147
その他の教育、学習支援業	23	2.4%	52	1.5%	147
サービス業(他に分類されないもの)(※4)	35	3.7%	287	8.2%	4,292
廃棄物処理業	7	0.7%	101	2.9%	2,091
自動車整備業	16	1.7%	49	1.4%	437
機械等修理業(別掲を除く)	2	0.2%	4	0.1%	X
職業紹介・労働者派遣業	1	0.1%	6	0.2%	X
その他の事業サービス業	9	1.0%	127	3.6%	1,747
その他のサービス業	-	-	-	-	-

Xについては、対象事業所数などから個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿を行っている箇所を示す。

出典：2016年経済センサス活動調査

(※1) サービス関連産業 B とは、「G 情報通信業(※2)」、「K 不動産業、物品賃貸業」、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「M 宿泊業、飲食サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」、「O 教育、学習支援業(※3)」及び「R サービス業(他に分類されないもの)(※4)」をさす。

(※2) 「37 通信業」、「38 放送業」及び「41 映像・音声・文字情報制作業」を除く。

(※3) 「81 学校教育」を除く。

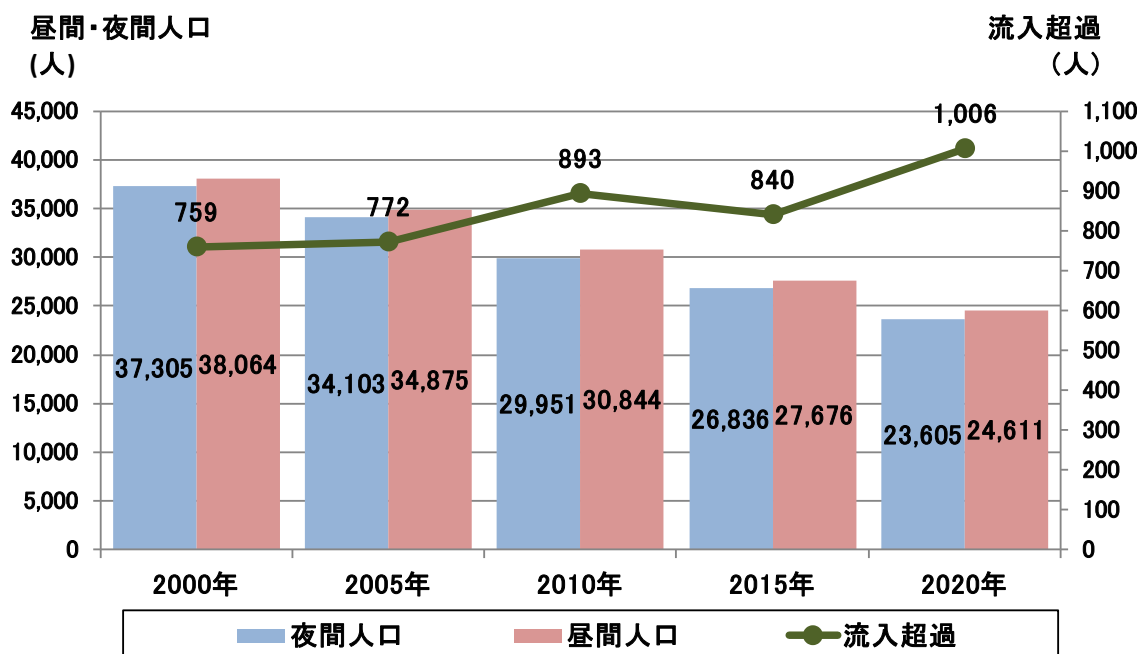
(※4) 「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」を除く。

### 就職等に起因する人口の流出入

本項では、夜間人口を三好市に定住している人口、昼間人口を三好市で就業している人口と位置づけます。

三好市の人口の流出入では、昼間人口が夜間人口を上回っており、流入超過が起きています。流入超過の推移はおおむね2000年以降増加傾向となっており、2020年では昼間人口が夜間人口より1,006人多い24,611人となっています。

#### ■ 流出入人口（総数）



出典：国勢調査

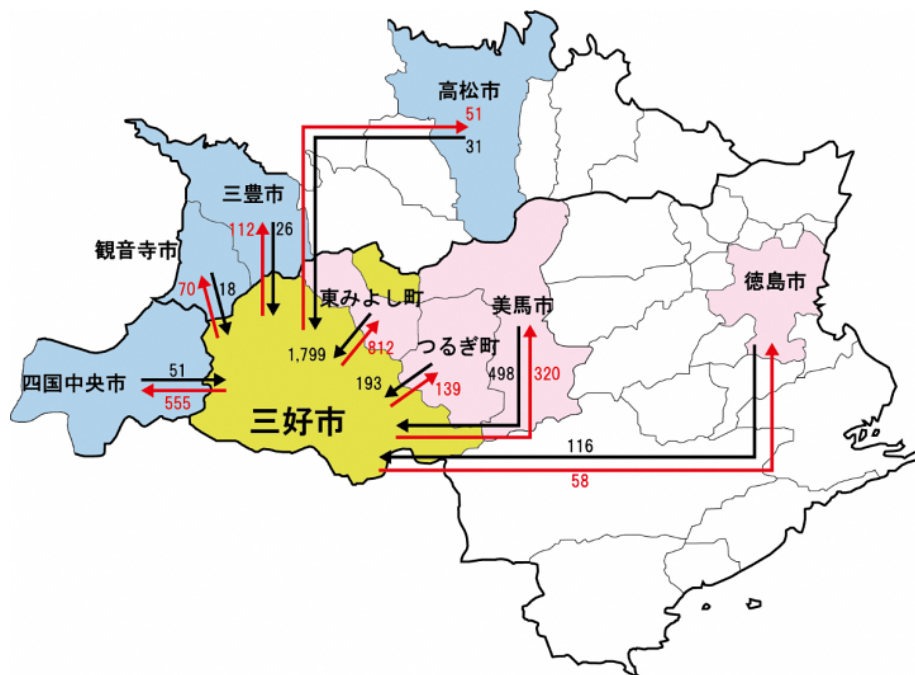
就業者の主な流出入先は、流出と流入ともに東みよし町が最も多くなっており、流入が1,799人、流出が812人となっています。次に大きな流出先は愛媛県の四国中央市で555人、流入先は美馬市で498人となっています。

#### ■ 流出入人口（主な市町村）

主な流出入市町村	徳島市	東みよし町	美馬市	つるぎ町	高松市	観音寺市	三豊市	四国中央市	合計
流出口	58	812	320	139	51	70	112	555	2,117
流入人口	116	1,799	498	193	31	18	26	51	2,732
流入-流出	58	987	178	54	-20	-52	-86	-504	615
傾向	流入傾向	流入傾向	流入傾向	流入傾向	流出傾向	流出傾向	流出傾向	流出傾向	流入傾向

出典：2020年度 国勢調査（15歳以上就業者）

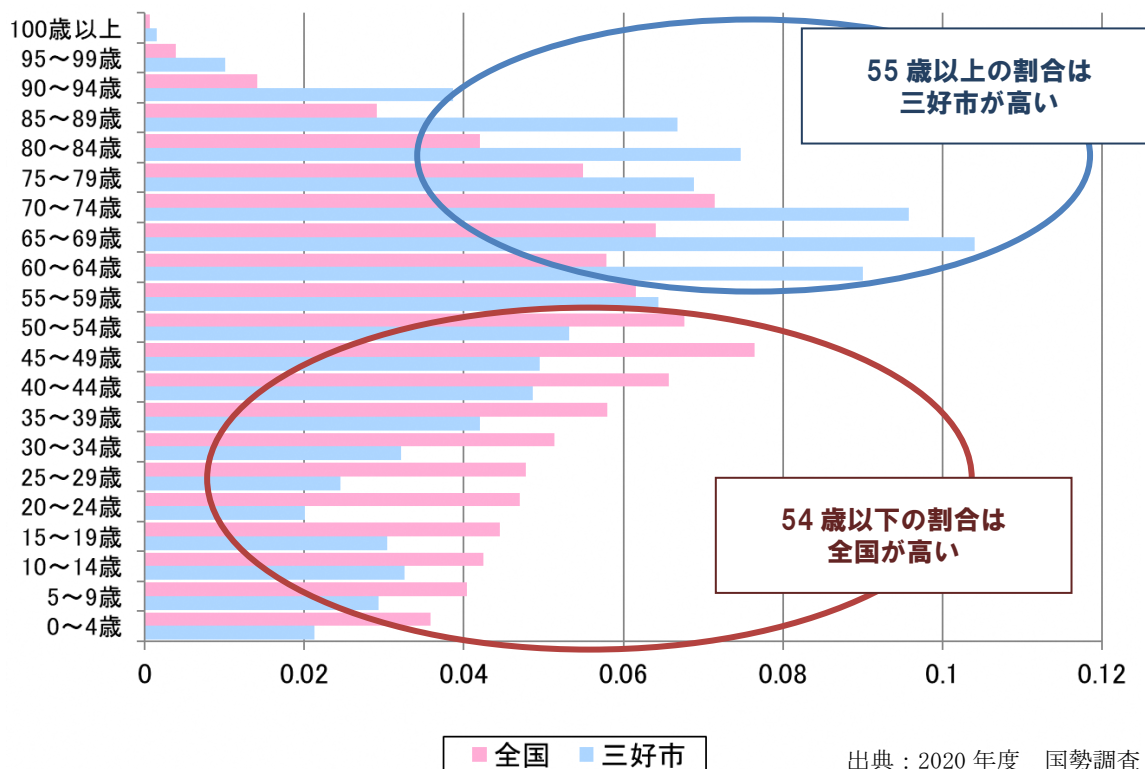
■就業者の主な流出入状況



出典：2020年度 国勢調査

三好市と全国の年齢人口割合を比較すると、0歳～54歳までの割合は全国が多くなっていますが、55歳以上では三好市が上回っています。特に20-24歳人口では三好市と全国との差が大きいことから、三好市の若者が進学や就職を機に流出していると考えられます。

■年齢人口割合

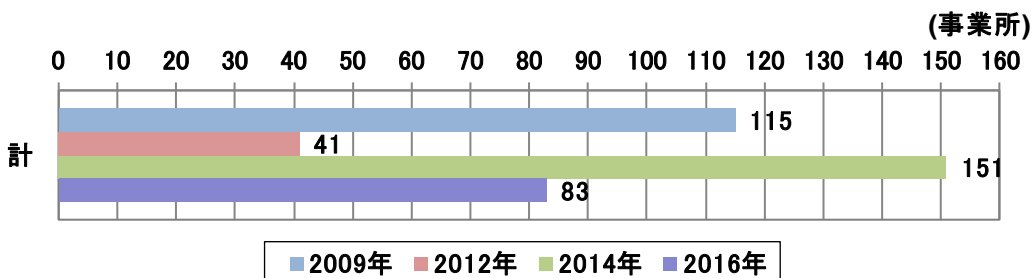
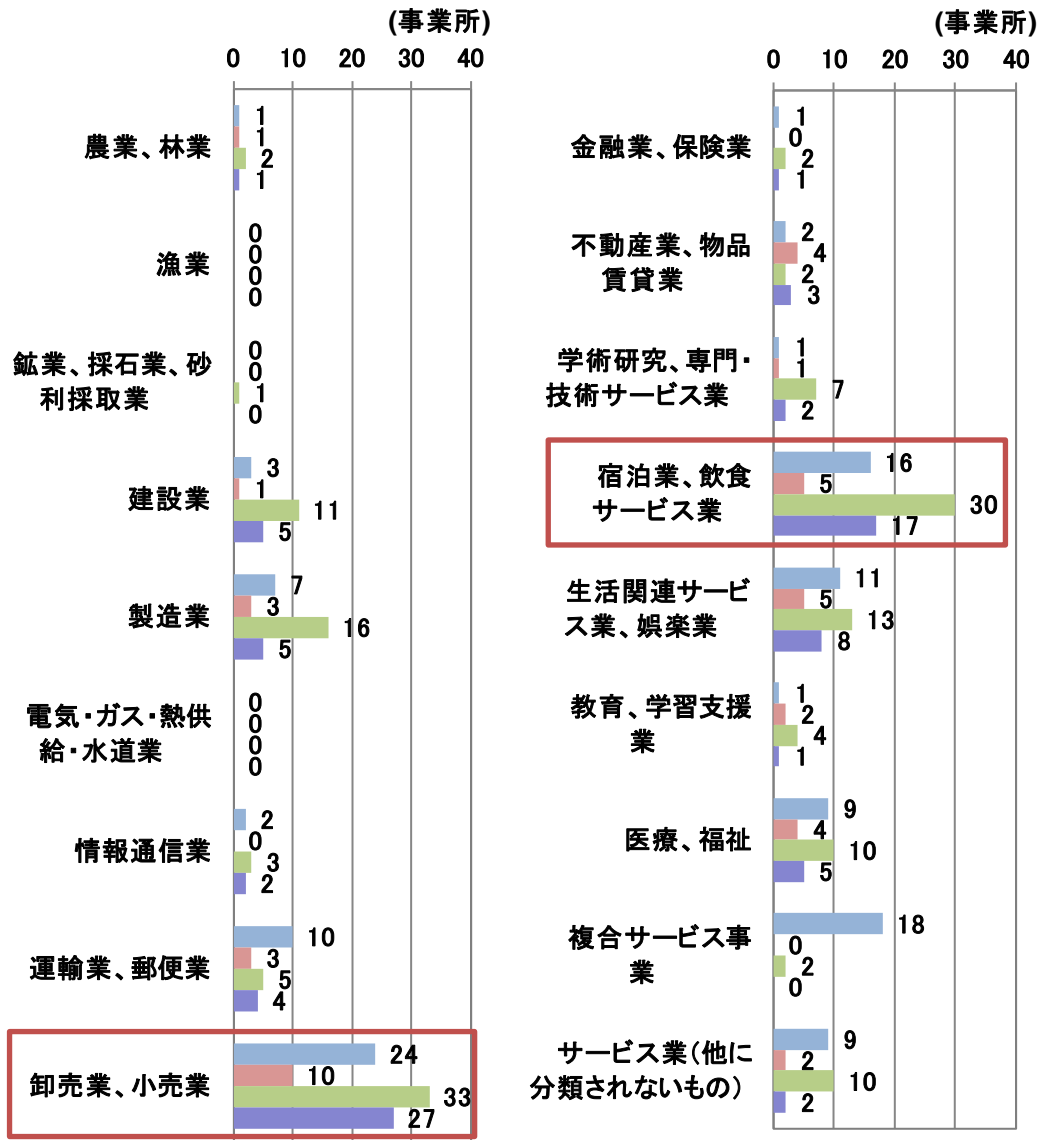


出典：2020年度 国勢調査

## 事業所の新設・廃業

新設事業所数では、ほとんどの産業において2009年から2012年にかけて新設数が減少しているものの、2014年には増加しており、2016年には再び減少に転じています。2016年は、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の順に新設数が多くなっています。

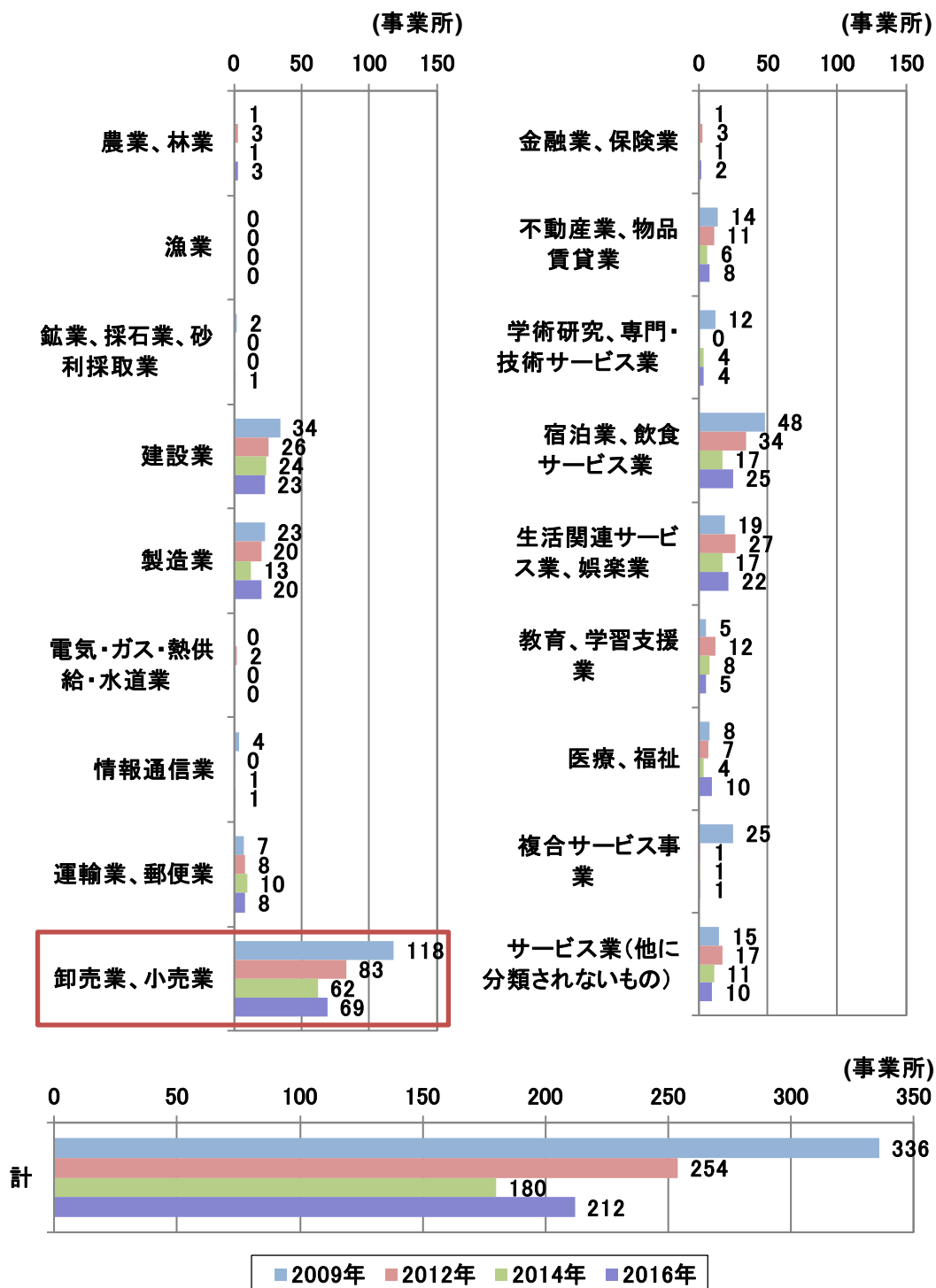
### ■新設事業所数



出典：経済センサス

廃業事業所数では、2016年は2014年に比べ増加傾向にあります。「卸売業、小売業」については、2009年から2016年にかけて他の業種に比べて廃業数が多くなっています。

■廃業事業所数

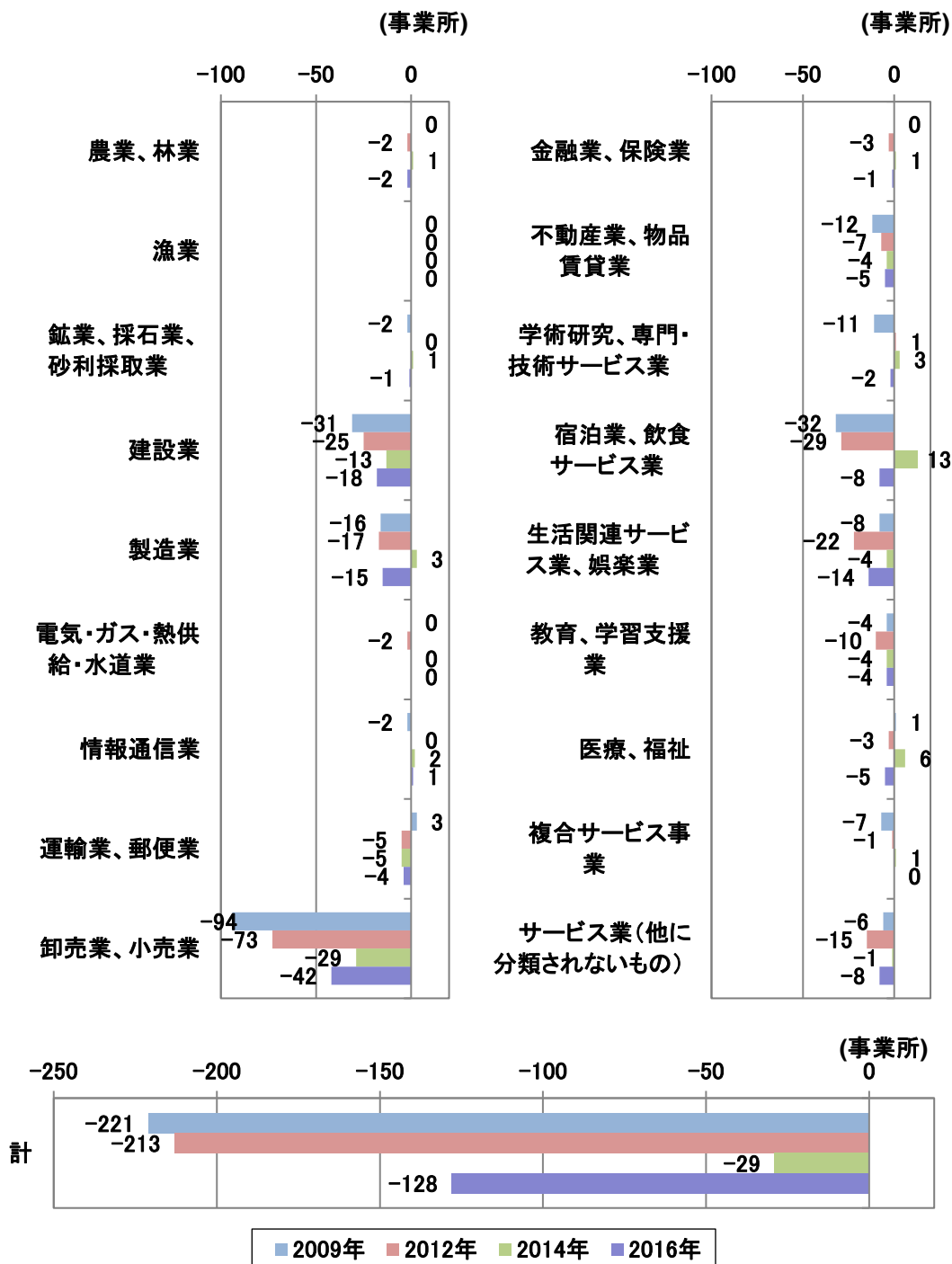


出典：経済センサス



新設と廃業数の差異に着目すると、ほとんどの産業で廃業数が上回っていますが、2014年には、新設数がやや上回っている産業があります。

■新設・廃業事業所数の差異

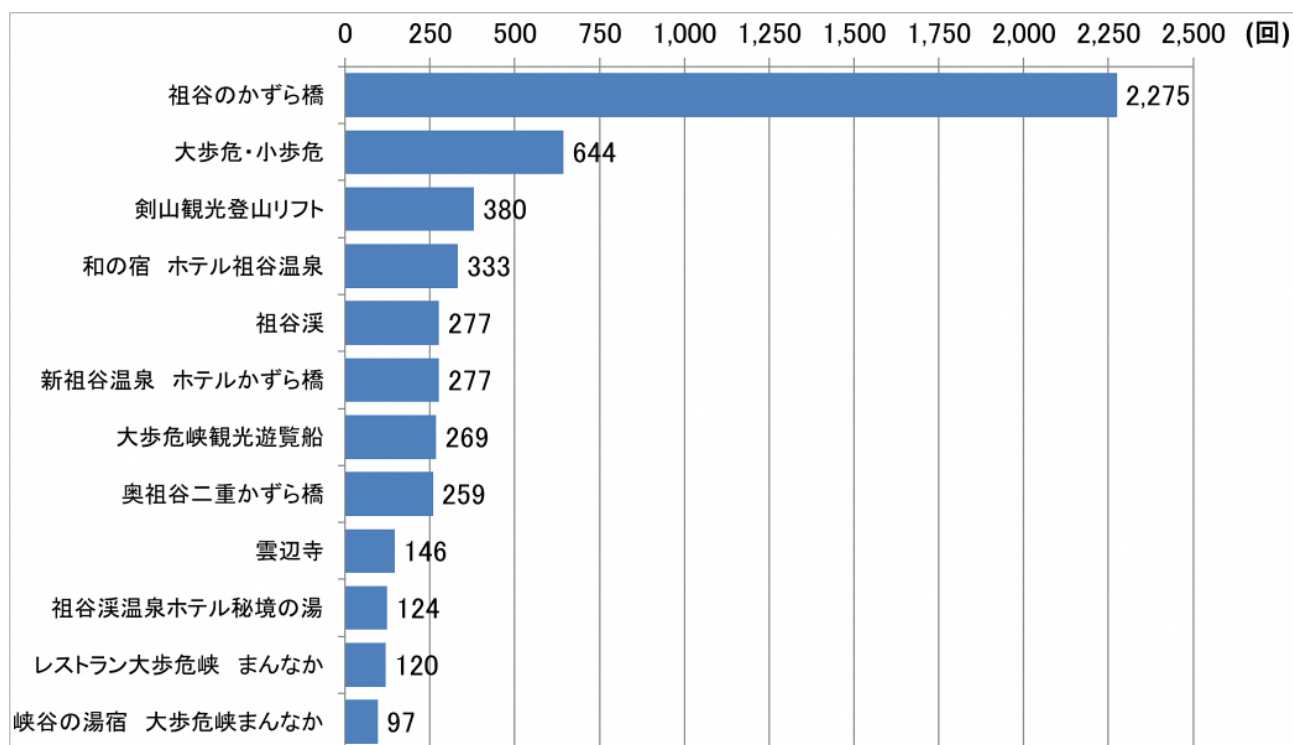


出典：経済センサス

### 観光地と主要観光地への観光入込客数

株式会社ナビタイムジャパンの経路検索データによれば、2020年度では「祖谷のかずら橋」が経路検索数2,275回と最も多く、三好市の主要な観光地となっています。次に「大歩危・小歩危」、「剣山観光登山リフト」の順に経路検索数が多くなっています。

■経路検索条件データ (2020年度・休日)

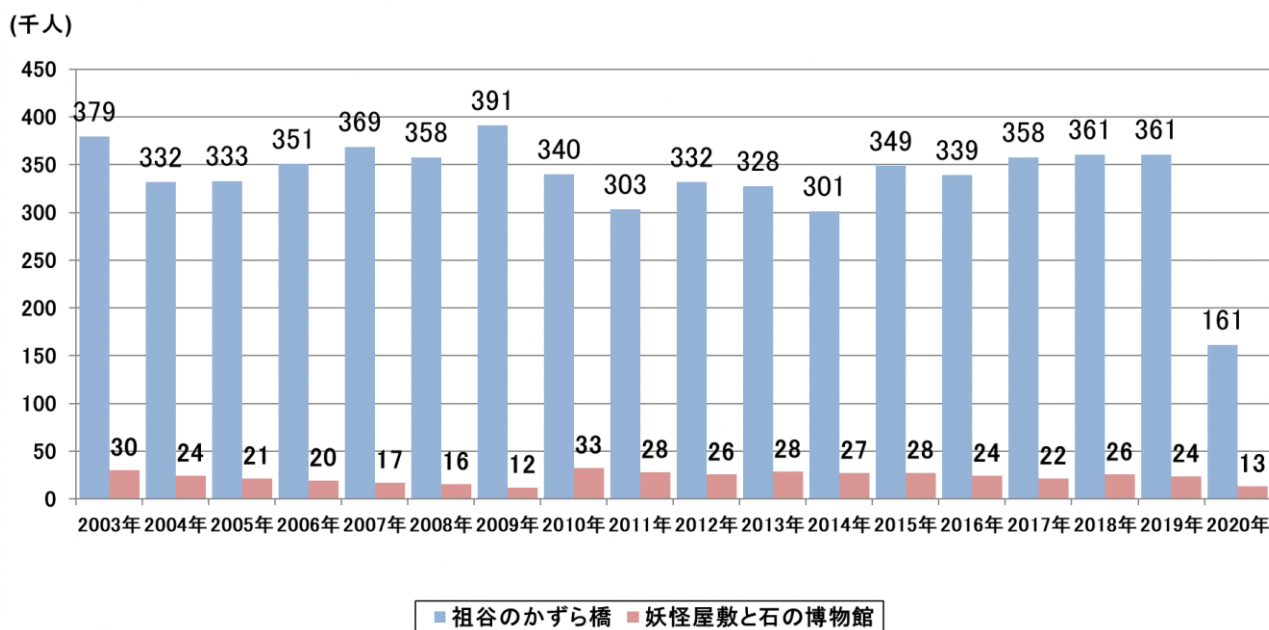


出典：RESAS 株式会社ナビタイムジャパン(経路検索条件データ)

主要観光地における観光地入込客数では、祖谷かずら橋では2009年に391,097人が来訪しており、最多の来訪客数となっていますが、それ以降は減少の傾向にあります。2019年度には360,790人の観光客が来訪していますが、2020年には新型コロナウイルス感染拡大などの影響から161,370人とどまっています。

また妖怪屋敷と石の博物館では、2010年に複合施設となったことで、入客者数が増加しています。2010年以降はやや減少傾向にあり、2019年には23,815人、2020年には13,284人の観光客が来訪しています。

### ■主要観光地の入込状況の推移



出典：国土交通省四国運輸局

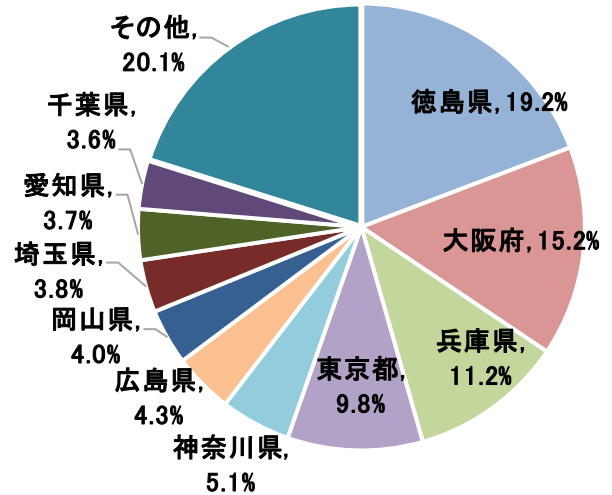
※石の博物館(ラピス大歩危)は2010年4月1日から妖怪施設との複合施設となった。

### 三好市への延べ宿泊者数

2021年都道府県別延べ宿泊者数では、徳島県が全体の19.2%で最も多くなっており、次に大阪府が15.2%となっています。経年で比較すると、最も高い都道府県は2017年、2018年が東京都、2019年が神奈川県、2020年が大阪府、2021年が徳島県となっています。

#### ■2021年都道府県別延べ宿泊者数(日本人)

都道府県	延べ宿泊者数(人)	割合(%)
徳島県	52,704	19.2%
大阪府	41,707	15.2%
兵庫県	30,581	11.2%
東京都	26,863	9.8%
神奈川県	13,944	5.1%
広島県	11,903	4.3%
岡山県	11,088	4.0%
埼玉県	10,419	3.8%
愛知県	10,105	3.7%
千葉県	9,770	3.6%
その他	55,260	20.1%
合計	274,344	100%



出典：RESAS 観光予報プラットフォーム

#### ■都道府県別延べ宿泊者(日本人)の割合の推移

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
徳島県	-	-	-	7.5%	19.2%
大阪府	15.0%	13.2%	12.6%	15.5%	15.2%
兵庫県	10.9%	10.8%	8.2%	12.5%	11.2%
東京都	18.6%	15.7%	14.7%	9.9%	9.8%
神奈川県	6.8%	9.7%	17.8%	4.9%	5.1%
広島県	5.0%	5.0%	4.2%	5.7%	4.3%
岡山県	3.0%	3.9%	3.1%	5.2%	4.0%
埼玉県	6.2%	5.1%	4.4%	4.9%	3.8%
愛知県	5.0%	5.3%	4.4%	3.6%	3.7%
千葉県	4.2%	4.8%	5.1%	-	3.6%
京都府	5.4%	4.3%	3.9%	5.1%	-

出典：RESAS 観光予報プラットフォーム

※観光予報プラットフォームでは、日本全体の宿泊実績データのうち、7,000万泊以上(2016年10月現在)のサンプリングデータ(店頭、国内ネット販売、海外向けサイトの販売)を抽出し、宿泊者数の実績データを算出している。各データ・情報の提供元は非公開としている。

### 3. アンケート結果から見た三好市の産業

2022年7月15日～8月5日に実施した「中小企業振興計画策定に関するアンケート」の結果より、重要な項目を抜粋しました。

#### アンケート概要

対象：三好市商工会・阿波池田商工会議所の会員事業所及び非会員事業者

配布数：1,000件

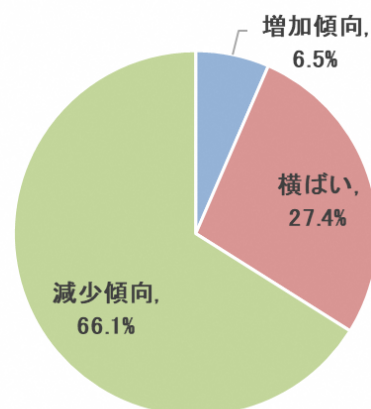
回収数：460件（回収率46.0%）

#### 事務所の経営状況について

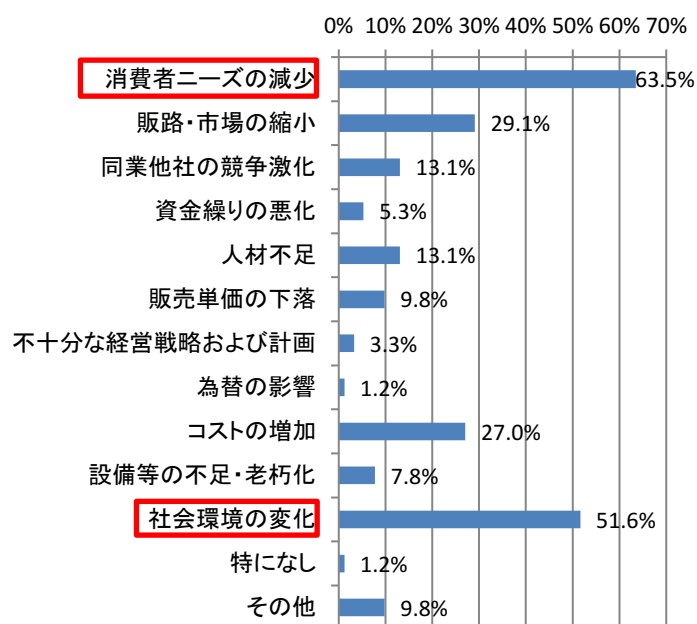
直近3年間の営業利益の傾向について、「減少傾向」が最も多く、2017年（前回アンケート実施時）と比べ割合が6%上がっています。利益の減少傾向となった主な要因については、「消費者ニーズの減少」が最も多く、「社会環境の変化」が次いで多くなっています。

#### ■直近3年間の営業利益の傾向

	2017年(前回)		2022年(今回)	
	件数	割合	件数	割合
総数	296	100.0%	445	100.0%
増加傾向	34	11.5%	29	6.5%
横ばい	84	28.4%	122	27.4%
減少傾向	178	60.1%	294	66.1%



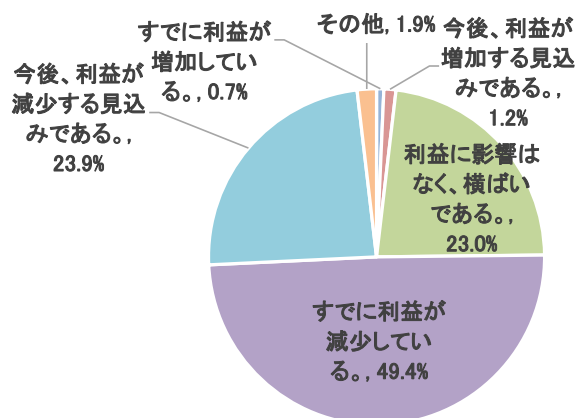
#### ■利益の減少傾向となった主な要因



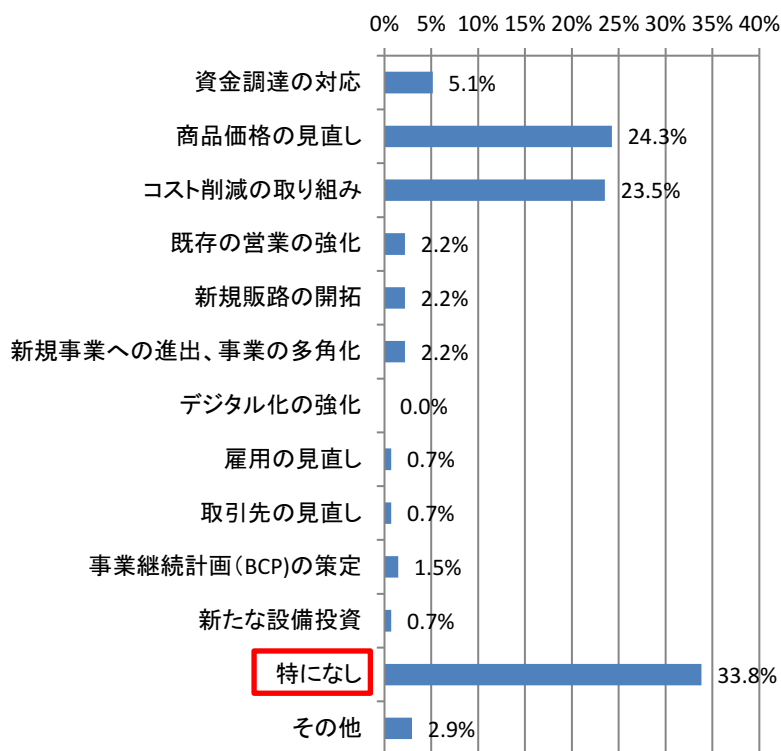
近年（2021年ごろから）の資源価格高騰を受けての業績の変化についての動向を聞く質問では、「すでに利益が減少している。」が最も多く、回答の半数近くを占めました。また、それに対し行っているあるいは検討している対策は「特になし」が最も多くなりました。

■近年（2021年ごろから）の資源価格高騰を受けた事務所の業績の変化

	件数	割合
総数	431	100.0%
すでに利益が増加している。	3	0.7%
今後、利益が増加する見込みである。	5	1.2%
利益に影響はなく、横ばいである。	99	23.0%
すでに利益が減少している。	213	49.4%
今後、利益が減少する見込みである。	103	23.9%
その他	8	1.9%



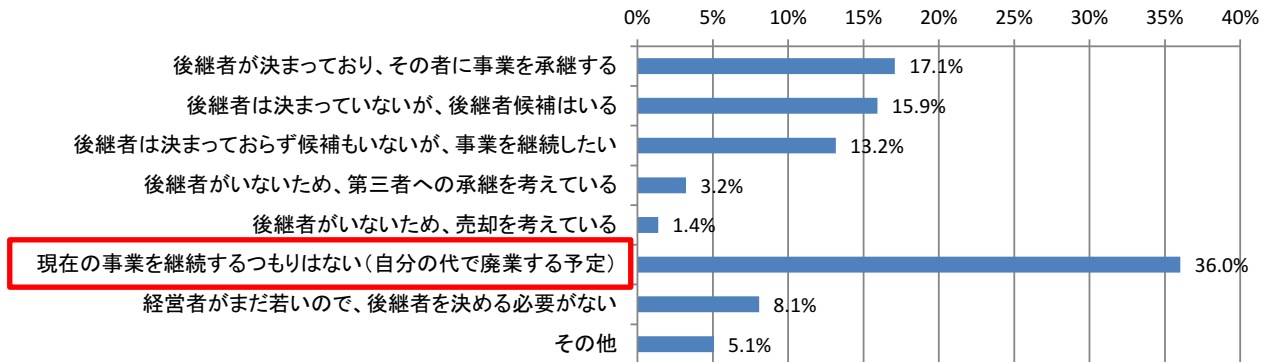
■近年（2021年ごろから）の資源価格高騰にともない、行っているあるいは検討している対策の内容



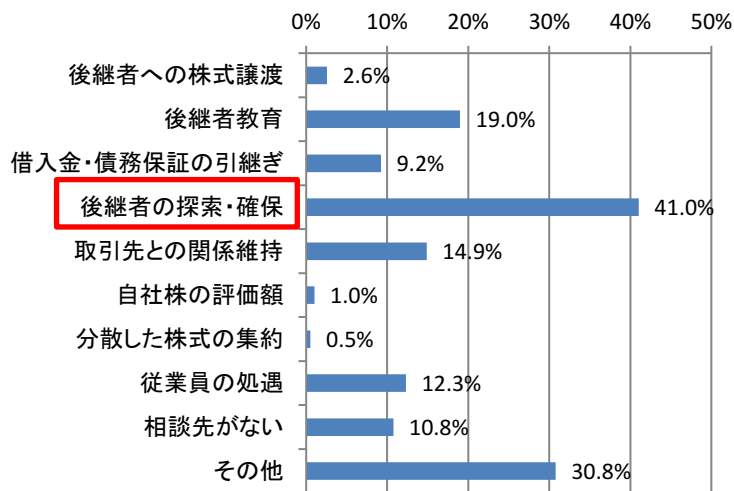
## 事業承継について

事業承継の予定について、「現在の事業を継続するつもりはない（自分の代で廃業する予定）」が最も多く、3割以上を占めている状況です。また、事業承継にあたっての障害・課題については「後継者の探索・確保」が最も多く、4割以上を占めています。

### ■事業承継の予定



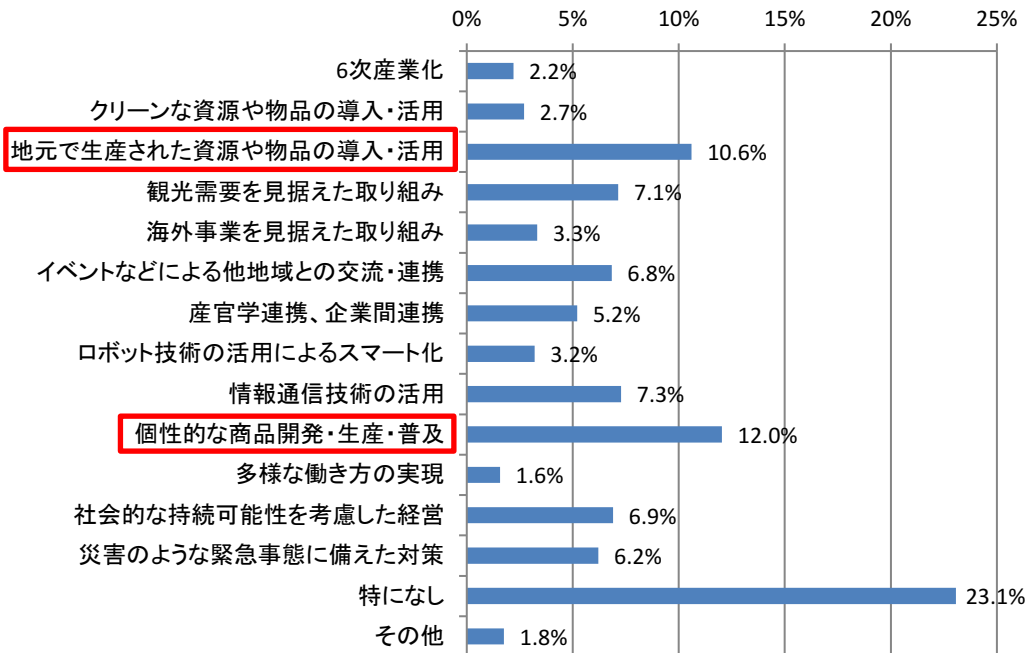
### ■事業承継にあたっての障害、課題



### 今後の事業展開について

今後の事業展開として、事業として取り組みたいことや関心のある事柄については、「個性的な商品開発・生産・普及」「地元で生産された資源や物品の導入・活用」が上位に挙げられています。

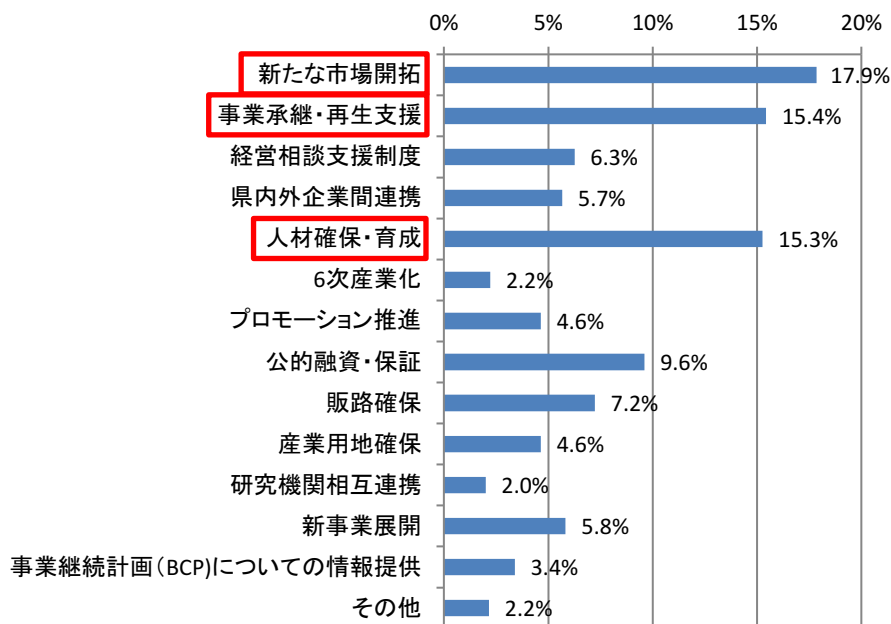
#### ■今後の事業展開として、事業として取り組みたいことや関心のある事柄



### 支援施策の活用について

市に今後期待する企業支援策については、「新たな市場開拓」「事業承継・再生支援」「人材確保・育成」が上位に挙げられています。

#### ■三好市に今後期待する企業支援策





#### 4. 三好市で実施している支援策

三好市では、商業者で構成する団体や市内事業者を対象に、各種補助制度を設けています。

	支援施策名	対象事業
①	新卒者等就職促進事業補助金	新卒者及び UIJ ターン者を雇用する取組
②	創業・空き店舗等再生支援事業補助金	市内の空き店舗等を活用して事業活動を行う、または新たに創業する取組
③	IT 等活用販売推進事業	自社 HP 等の改良、他社ウェブサイトへの出店等ウェブサイト上での商品及びサービスの販売に向けた取組
	新製品、新規事業等広告宣伝事業	新製品や新規事業の販路開拓を目的とした広告宣伝に対する取組
	デザイン企画制作事業	パッケージのデザイン及びブランドデザイン等の企画に対する取組
	加工特産品開発事業	三好市の地域資源や地域特性を活かした特産品の加工開発に対する取組
	創業後広告宣伝事業	販路開拓を目的とした市外で開催される展示会、見本市、商談会等への出展の取組
	企業間連携事業	市内事業者らが合同で取り組む研修会等への取組
	職場環境改善事業	人材定着率の向上等を目的として実施する職場環境改善に対する取組
	人材確保事業	合同企業説明会への出展や、大手求人サイトへの掲載、人材紹介業者の活用、インターン受け入れ等に対する取組
④	三好市商店会等活性化支援事業補助金	商業団体が自主的に行う、地域の商業振興をはかる取組
⑤	小規模事業者経営改善資金利子補給補助金	小規模事業者経営改善資金融資制度により借り入れた融資に係る償還利子の一部負担

③…「三好市中小企業者等総合支援事業補助金」のうちの事業



## 第3章

# 中小企業振興に関する基本理念と基本方針

## 1. 基本理念

三好市内に立地する企業の大多数は中小企業です。中小企業の活動は、三好市の活力に直結し、豊かな市民生活の要となっています。そのため、中小企業はまちづくりの中核であるといっても過言ではありません。

一方で、前章で行った現況分析や市内企業へのアンケート調査結果から、三好市内の中小企業の持続が非常に難しい状況になっていることが分かりました。これは事業所数減少や事業規模縮小につながり、三好市全体としての経済活力と密接に関係するため、大きな問題であると考えられます。

このような問題を解決するためには、市内中小企業それぞれの力の拡大と、三好市内全域のエリアとしての力の拡大の両方が必要です。

市内中小企業それぞれによる未来に持続する経営の実施と、市内全域での経済成長が、中小企業の事業数や事業規模の維持・拡大といった中小企業振興につながると考えます。

三好市中小企業振興基本条例との整合性を図りつつ、中小企業の活力を呼び起こし、三好市の活性化と市民生活の向上につなげたいという思いから、中小企業振興における基本理念を次のとおり定めます。

中小企業がかがやき持続する 活力ある三好市

## 2. 三好市の抱える課題と目指す方向

第2章から読み取ることの出来る市内産業における課題を中心に、社会状況や上位・関連計画を考慮し、「三好市の抱える課題と目指す方向」を次のように提示します。

### (1) 経営基盤の強化

(課題) 営業利益について、減少傾向である事業者が多く、そのような事業者はコロナ禍などの社会環境の変化による影響を挙げていることから、社会変化に対応することで経営強化を見込むことが重要になります。しかし、自然災害・緊急事態に遭遇することを想定した経営強化対策を十分に考えられていない事業者が多いことが現状です。

また、事業承継について先が見えない事業者が非常に多く、後継者の不在が廃業の大きな要因となっています。親族による承継を考えているところが多いですが、思うように事業承継ができず廃業を考えている事業所も多いことが課題として挙げられます。

(方向) 市内事業者が社会変化に対応し、経営基盤の強化を実現するための支援が必要になります。また、事業承継についても、後継者に安心して事業をまかせられる環境づくりが必要です。

### (2) 就労者の増加と時代に即した労働環境の実現

(課題) 市内従業者数は減少傾向が続いている一方で、多くの事業者が必要な人材を確保できていません。その背景には市内全体の人口減少と、他市・他地域への人材の流出があります。

また、市内において高齢化が進んでおり、生産年齢人口を老年人口が上回っている状況です。それに伴い労働人口も高齢化しており、労働者の年齢バランスに変化が起こっています。他にも全国的な外国人労働者の増加等の要因から、幅広い人が就労を求めている傾向にあり、求められる労働形態は多様化しているといえます。

(方向) 市内の各関連計画と連携し、市内人口の減少を食い止めるとともに、市内の就労者の増加を見込める環境づくりと、時代に即した労働環境を市内事業者が実現できる仕組みづくりが必要です。

### **(3) 市内事業者数維持・増加と新たな事業をしやすい環境づくり**

(課題) 市内事業所数は減少が続いており、新規事業者数についても減少が見られることから、創業や事業展開、新たな雇用の創出が難しくなっている現状があります。一方で、三好市はサテライトオフィス誘致に以前から取り組んでおり、市内サテライトオフィス設置企業は増加しています。また、市内事業者の個性的な商品の開発や生産・普及については一定の意欲が見られます。

(方向) 創業しやすい・新たな事業をしやすい環境をつくることで市内事業者数の維持を図るとともに、市内事業者に対しても新たな事業展開や商品開発を促進することが必要です。

### **(4) 新規販路・市場開拓と生産性の向上**

(課題) アンケート結果からも需要の減少、販路や市場の縮小を課題と感じている事業者が多いことが見て取れます。一方で、近年製造品出荷額や卸売・小売業の年間販売額は増加傾向にあります。また、経験ある技術者が高齢化する中、生産性を向上させ業務を効率化させることが求められます。

(方向) 新たな販路や市場の開拓と生産性の向上をしやすい環境づくりを行うことで、さらなる成長要因の創出に努めることが必要です。

### **(5) 地域内経済の循環の促進**

(課題) 市内の産業構造の特徴として、旧町村ごとに特色を持っていることが挙げられます。また、アンケート結果から、事業者は地元で生産された資源や物品の活用・導入に意欲的であることが分かりました。

(方向) 市内での事業者同士の関係性づくりを後押しすることで、地元での連携についての意識を向上させることが必要です。また、企業や資源・物品の強み・弱みを把握し、地域一体となった知識や技術、ノウハウの循環による強みとなる要素の引き上げを行うことが必要です。

### **(6) 地域資源の活用・地域ブランド力のさらなる強化と魅力発信**

(課題) 上位計画である総合計画で掲げられた重点目標「三好まるごとブランド化」に基づく取組から、地域資源を活用した取組が成果をあげています。

また、上位計画・関連計画で位置づけている観光施策との連携により市内産業の活性化を行うことも重要です。観光業については、コロナ禍により動態が大きく変化していますが、今後の回復を見据えた動きが望まれます。

(方向) 引き続き地域資源を積極的に利用し地域ブランド力を高めるとともに、多角的な魅力発信を行うことが必要です。

### 3. 基本方針

三好市の中小企業の活力を市全体で創造していくために、三好市中小企業振興基本条例及び本計画の基本理念を踏まえた方針づくりを行います。

先に挙げた「三好市の抱える課題と目指す方向」を踏まえ、本計画の基本方針を次のように定めます。

#### ■企業価値の拡大（個の付加価値・力を高める）

##### (1) 【基本方針1】事業の継続を目指した適応力・回復力のある経営の推進

自然災害や緊急事態などの甚大な社会変化に適切に対応し、安定した経営を推進するとともに、利益が減少してもそこから回復を見込めるよう、適切な助言や支援を行うことで、市内事業者の持続性を担保します。また、後継者に安心して事業をまかせられる環境づくりを推進することで、事業承継による市内事業者の存続を目指します。

##### (2) 【基本方針2】労働環境の改善による持続的な人的資源の確保

市内の人材不足を踏まえ、地元で働きたい求職者やU I J ターン就労希望者などに対し適切な助言や支援を行うことで、地元雇用を実現し、市内従業者数の減少を食い止めます。

また、市内における就労者のニーズの変化を適切に反映した労働環境づくりを推進することで、様々な人が働きたい環境を目指します。

##### (3) 【基本方針3】創業・新たな価値創造を実現しやすい立地環境づくり

市内事業所数の減少を踏まえ、創業や事業展開、新たな雇用の創出を促進することで、働く場の確保を目指します。

また、市内事業者についても新たな事業展開や商品開発に積極的に取り組める環境づくりを目指します。

##### (4) 【基本方針4】生産性の向上及び競争力と成長要因の創出

新規販路・市場についての意識を高め、販路の拡大や新規市場の開拓に意欲ある中小企業を増やすことで、個々の企業の経営基盤強化を促進します。

また、新たな技術や視点についての知見を高めることで、業務効率化や新規商品・サービスについて開拓に意欲ある中小企業を増やし、個々の企業の成長要因の創出を行います。

■地域内経済の拡大（エリアとしての付加価値・力を高める）

**(5) 【基本方針5】地域内におけるネットワークの形成と地域外の要素を活用した展開**

市内の企業の相互連携を促進することで、地域内における取引の促進や新たな事業展開の創出を支援し、地域の経済基盤の強化を図ります。

また、専門的な視点の付加やさらなる事業展開を見込み、専門人材やサテライトオフィス入居企業など地域外の要素を積極的に活用します。

**(6) 【基本方針6】地域ブランド活用と魅力発信による取組推進**

「三好まるごとブランド化」をもとに、地域資源やブランド力を活用した取組を引き続き推進し、地域全体の魅力向上を促進します。

また、観光施策等との連携を行いつつ、地域全体の魅力発信を行い、移住や消費も含めた経済活動等に選ばれる地域となることで、市内経済の活性化を目指します。



## 第4章

### 中小企業の振興に向けた支援施策

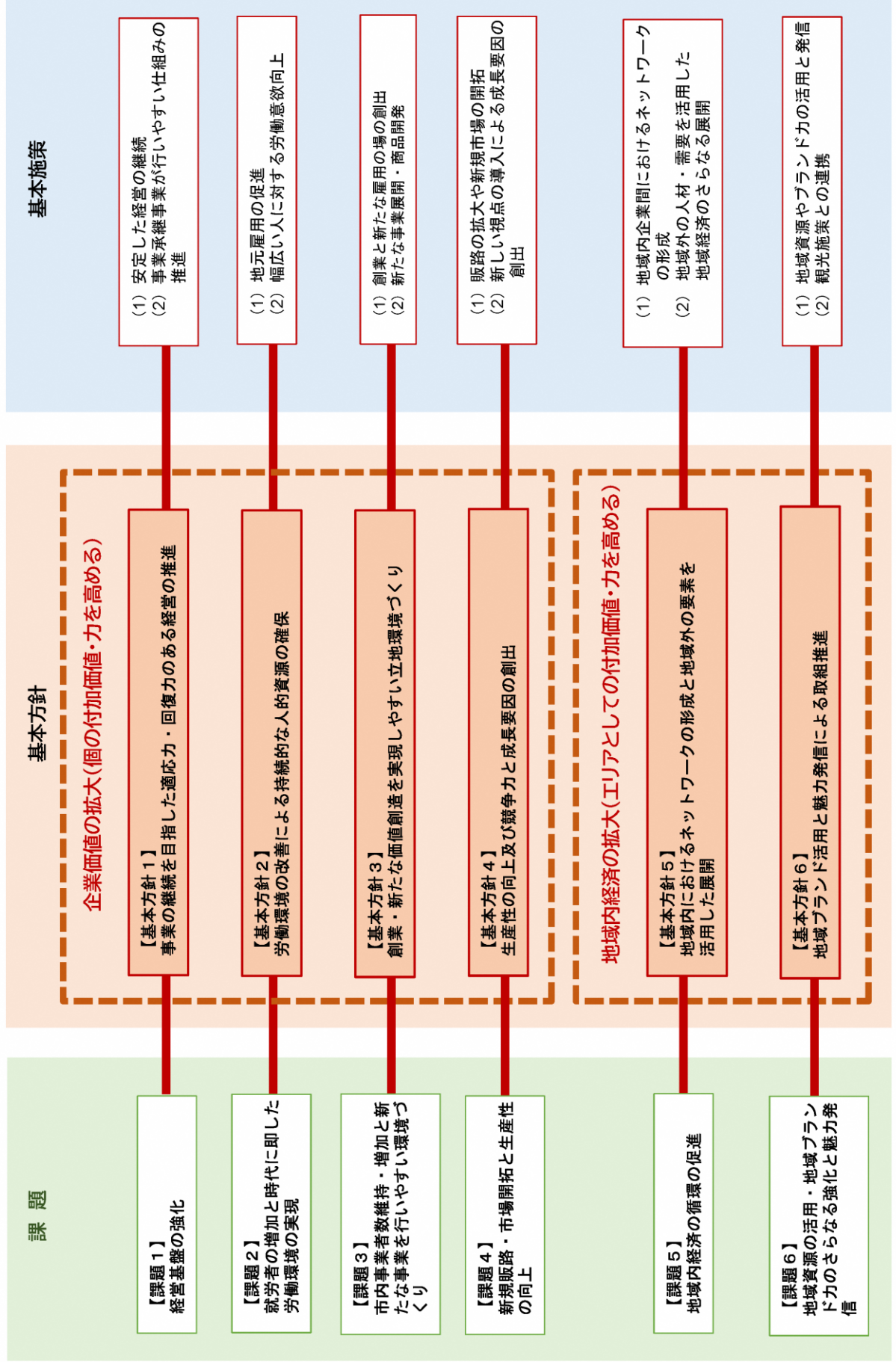
## 本計画における施策及び具体的事業の考え方

前章において、三好市の中小企業振興の基本理念を「中小企業がかがやき持続する 活力ある三好市」と設定し、6つの基本方針を掲げました。

本章では、三好市中小企業振興基本条例及び6つの基本方針に沿うとともに、上位・関連計画に位置づけられた内容も踏襲し、中小企業振興のための施策及び想定される事業を提示しています。

# 施策体系図

【基本理念】  
中小企業がかがやき持続する 活力ある三好市



## 基本方針1 事業の継続を目指した適応力・回復力のある経営の推進

### (1) 安定した経営の継続

社会変化などにより利益が減少している市内事業者に対し、適切な支援と情報提供を行うことで、安定した経営の持続を促進します。

また、事業継続についての事前の相談・計画策定を促進することで、自然災害、緊急事態などの甚大な社会変化に対する備えを行います。

#### ①支援策の活用促進及び情報提供

中小企業に対し、社会状況に即した支援策や国や県と連携した支援制度を適切に検討・提供することで経営の安定につなげます。

また、必要としている事業者が支援を受けられるよう、国や県、必要な機関などの紹介や相談体制の強化を行い、適切な情報提供を行います。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○社会状況に即した緊急交付金事業	市内事業者	新規事業者	就労者
○情報提供			
○支援につなげるための体制づくり			
○支援施策の情報発信			

#### ②資金供給の円滑化

中小企業者の事業の持続的発展のための取組に必要な資金融資に対して、利子補給制度等の支援制度を活用し、中小企業者の経営基盤の安定化を図ります。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○融資制度や支援制度等の充実	市内事業者	新規事業者	就労者
○三好市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金			

#### ③事業継続相談体制の充実及び事業継続計画（BCP）策定支援

自然災害や緊急事態といった大規模な社会変化に遭遇した場合において、事業の継続に不安がある事業者に対し、相談体制を充実させるとともに、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動や緊急時取るべき行動を定める事業継続計画（BCP）の策定を支援することで、社会変化に適切に対応できる企業づくりを推進します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○事業継続相談支援	市内事業者	新規事業者	就労者
○事業継続計画(BCP)策定支援			
○三好市中小企業者等総合支援事業補助金による支援メニュー検討			

#### ④経営ノウハウ取得やスキルアップの促進

経営者が経営に関する知識や情報を身に着けるため、セミナーの開催などの機会づくりを促進します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○経営セミナー等の開催	市内事業者	新規事業者	就労者

#### ⑤官公需への配慮

第2次産業を対象とする官公需の発注では、公正な競争及び透明性の向上を図りつつ、地元企業に配慮した受注機会の確保・増大に努めます。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○中小企業の受注機会の確保・増大	市内事業者	新規事業者	就労者

### (2) 事業承継事業が行いやすい仕組みの推進

安定した経済活動を推進するため、円滑な事業承継への体制づくりを行うとともに、中小企業の事業承継に対する意識の醸成を行います。

#### ①円滑な事業承継への体制の構築

徳島県事業承継・引継ぎ支援センターや商工団体等とのネットワークを強化しつつ、相談対応や事業承継診断等の支援を行うことで、市内の中小企業の円滑な事業承継を促進します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○事業承継に対する相談対応	市内事業者	新規事業者	就労者
○事業承継診断			
○事業承継関係機関とのネットワーク強化			

#### ②事業承継問題への意識の啓発

中小企業の事業承継に対する意識の啓発や悩みの解消を手助けするための機会の創出を関連機関と連携を図りながら実施することで、事業承継問題への対策を行いやすい環境づくりを促進します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○事業承継セミナー・講演会の実施	市内事業者	新規事業者	就労者

## 基本方針2 労働環境の改善による持続的な人的資源の確保

### (1) 地元雇用の促進

企業と就職希望者のマッチングの推進や、企業への雇用実績や雇用への取組への支援を実施し、就職希望者にとっては働きたい・企業にとっては雇用したい環境を実現し、地元雇用の増加につなげます。

#### ①若者の地元就職に対する支援

次世代を担う若者に対し、市内就労の入口を作る機会の創出を行うとともに、市内での就労意識を高める支援を実施します。また、企業に対しても若者の雇用意識を高める支援を実施します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○三好市新卒者等就職促進事業補助金 ○三好市新規学卒就職者歓迎式の実施 ○合同就職面接会の開催 (市、商工団体、ハローワーク等と共催) ○就職情報ガイドの情報発信強化	市内事業者	新規事業者	就労者

#### ②U I J ターン就労者に対する支援

U I J ターン就労希望者に対し、市内への移住と就労への意識を高める支援を実施します。また、企業に対してもU I J ターン就労希望者の雇用意識を高める支援を実施します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○三好市新卒者等就職促進事業補助金 ○三好市わくわく移住支援事業補助金 ○三好市移住者支援事業補助金 ○三好市特定地域づくり事業協同組合の活用	市内事業者	新規事業者	就労者

#### ③人材の資質向上・育成支援と登用促進

就労を希望する人材に対し、関係機関（国・県・事業所）との連携を強化し、業務に必要な専門知識及び技能・技術の向上を図ります。また、専門的な人材がスキルを活かした地元就労を可能にするための体制の構築を目指します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○労働局との雇用対策協定締結に基づく職業訓練(地域枠)の実施 ○三好市特定地域づくり事業協同組合の活用	市内事業者	新規事業者	就労者

#### ④企業の人材確保及び人材定着率の向上

合同企業説明会への参加や、大手求人サイトへの掲載、人材紹介業者の活用、インターン受け入れ等、人材確保を求める企業に対し支援を行います。また、各企業における職場環境改善に対する取組を支援することで、人材の定着率の向上を図ります。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○三好市中小企業等総合支援事業補助金 ・人材確保事業 ・職場環境改善事業 ○合同就職面接会等の開催	市内事業者	新規事業者	就労者

#### ⑤若者の職業意識の醸成

市内の児童・生徒に対し、市内事業所に触れる機会の増大や、起業・創業に触れる機会の創出を図ることにより職業意識の醸成を図り、市内就職や、市内での起業・創業を促進します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○創業機運醸成のための出前授業の開催 ○将来のIT人材育成のためのプログラミング教室の開催 ○就職意識醸成のための事業所見学・出前授業・職場体験学習の開催	市内事業者	新規事業者	就労者

### (2) 幅広い人に対する労働意欲向上

幅広い年代やバックグラウンドを持つ人材の就労を見据え、市内資源を活かし各種計画とも連携しながら、市内就労者の働き方に関する要望を叶え労働意欲の向上を図ります。

#### ①多様な働き方の実現に向けた環境整備

働き方改革を踏まえ、サテライトオフィス・コワーキングスペースの活用推進など市内資源を活かしつつ、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を実現する環境づくりに取り組みます。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○市内サテライトオフィス・コワーキングスペース等の情報発信強化	市内事業者	新規事業者	就労者

#### ②ワーク・ライフ・バランスの推進

就労者が働きたい・働き続けたいと感じる機会を創出し、労働意欲を向上させます。

また、市内の各種施策と連携し、仕事以外の生活についても充実を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの推進を行います。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○市内事業者における福利厚生制度拡充への支援 ○三好市中小企業等総合支援事業補助金 ・職場環境改善事業 ○三好市優良従業員表彰の実施	市内事業者	新規事業者	就労者

## 基本方針 3 創業・新たな価値創造を実現しやすい立地環境づくり

### (1) 創業と新たな雇用の場の創出

地域内での創業と市外からの企業誘致の推進により働く場の確保を図ります。また、中核商業地である阿波池田駅周辺地区を中心に立地誘導を行い、企業経営とまちのにぎわいの相互連携を目指します。

#### ①新規創業の促進

個別支援制度を充実させ、啓発を行うとともに、相談窓口を設置することで、創業者の必要とする支援につなげ、創業しやすい環境づくりを促進します。

また、各種創業に係る補助制度を継続して行うとともに経営・財務、人材育成、販路開拓等、創業にあたって必要なスキルを習得する機会を提供し、新規創業者のスムーズなスタートアップを支援します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
	市内事業者	新規事業者	就労者
○三好市創業支援事業計画に基づく創業支援事業			
○創業相談機能の確立			
○創業者への国・県等支援制度の周知			
○創業セミナーの開催			
○三好市創業・空き店舗等再生支援事業補助金			
○三好市金融対策事業補助金			

#### ②企業の誘致促進

企業の事業内容に応じて適切な支援メニューを用意するとともに、就労者にも支援を行うことで、市内への企業進出を促します。

また、市内のサテライトオフィスについてPR・情報提供を行い、サテライトオフィス開設に意欲のある都市部企業に対し誘致活動を積極的に行います。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
	市内事業者	新規事業者	就労者
○三好市企業立地促進事業奨励金			
○サテライトオフィス誘致セミナー事業			
○サテライトオフィス現地研修			
○コワーキングスペース等の利用促進			
○三好市新卒者等就職促進事業補助金			



### ③ 中心市街地としての都市機能の向上を図る活性化施策

市内及び県西部の中核商業地である阿波池田駅周辺地区を三好市の中心市街地と位置づけ、中心市街地の経済の活性化を図ることで、その波及効果を期待し、周辺地域の経済の活性化の推進を強化します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○JR阿波池田駅周辺地域のにぎわいの創出 ○三好市商店会等活性化支援補助金	市内事業者	新規事業者	就労者

### ④ 市内全域の空き家や空き店舗等の活用支援

市内全域の空き家や空き店舗に対し、改修や入居など活用する取組へ支援を行うことで、新規創業者や新規事業展開に対する拠点としての活用や、サテライトオフィスとしての活用を目指します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○三好市創業・空き店舗等再生支援事業補助金	市内事業者	新規事業者	就労者

## (2) 新たな事業展開・商品開発

新製品展開や新規事業展開、リブランディングなどにより、市内の企業が新たなチャレンジを行える環境づくりを行うことで、新たな需要の創出や市場開拓を目指します。

### ① 新製品、新規事業の創出促進

新製品、新規事業開発について、適切な相談体制を構築することで、新しいものが創出される機運をつくります。また、広告宣伝等に対し支援を行うことで、商品や事業の普及を促進します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○三好市中小企業者等総合支援事業補助金 ・新製品、新規事業等広告宣伝事業 ・創業後広告宣伝事業	市内事業者	新規事業者	就労者

### ② 時代に即したリブランディング

パッケージのデザイン及びブランドデザイン等の新たな企画に対し支援を行うことで、時代に即したリブランディングを促進します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○三好市中小企業者等総合支援事業補助金 ・デザイン企画制作事業	市内事業者	新規事業者	就労者

## 基本方針 4 生産性の向上及び競争力と成長要因の創出

### (1) 販路の拡大や新規市場の開拓

地域外・販路拡大・新規市場の開拓について情報提供しつつ、活動支援を行うことで、意欲ある中小企業を増やし、個々の企業の経営基盤強化につなげます。

#### ①地域外での販路拡大

都市圏等での各種物産展など、地域外で開催されるイベントについて市内中小企業の参加機会を増加させ、認知度の向上を図り、新規顧客の掘り起こしを強化します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○各種物産展への出展機会の創出	市内事業者	新規事業者	就労者
○三好市中小企業者等総合支援事業補助金 ・販路開拓事業			

### (2) 新しい視点の導入による成長要因の創出

新たな技術を導入することによる業務効率化や先端設備の導入などへの支援により、新しい視点の導入と活用に意欲ある中小企業を増やします。

#### ①デジタル技術の活用等による業務効率化

ICT の活用やEC利用を考えている事業所に対し、導入に向けた支援を行うとともに、市内のIT企業との連携を支援することで、市内事業所のEC利用を推進し、業務効率化を図ります。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○三好市中小企業者等総合支援事業補助金 ・IT等活用販売推進事業	市内事業者	新規事業者	就労者
○市内事業所のEC利用の推進			
○DX推進セミナー等の開催			

#### ②先端設備導入の促進

先端設備導入計画認定を受けた対象設備について固定資産税の特例措置を支援措置として設けることにより、中小企業者に先端設備の導入と老朽化した設備の更新を促進します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○三好市先端設備等導入計画認定による 固定資産税の特例措置	市内事業者	新規事業者	就労者

## 基本方針 5 地域内におけるネットワークの形成と地域外の要素を活用した展開

### (1) 地域内企業間におけるネットワークの形成

市内の企業の相互連携を促進することで、ものやスキル、新たな事業が相互に行きかうネットワークの構築を目指し、地域経済の強化を図ります。

#### ① 経営発達支援計画と連動した地域ごとの経済動向の調査・発信

経営発達支援計画をもとに調査事業や支援事業を実施し、地域ごとの特色や課題をつかみます。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○経営発達支援計画における調査結果の共有	市内事業者	新規事業者	就労者
○経営発達支援計画に基づく施策の推進			

### (2) 地域外の人材・需要を活用した地域経済のさらなる展開

地域外の人材による専門的な視点の付加や、サテライトオフィス企業等地域外と関係する企業への市場開拓を行うことで、地域を拠点にした経済をさらに展開させます。

#### ① 地域外人材や専門人材の登用

地域おこし協力隊等の地域外人材や専門人材の登用を促進し、市内企業との関わりを創出することで、事業性を高める動きを促進します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○地域おこし協力隊を活用した地域での事業展開	市内事業者	新規事業者	就労者
○専門人材の派遣に対する支援			

#### ② 地元企業間の連携強化

支援策を通じた地元企業間でのビジネスマッチングなど連携強化に努めることで、新商品の開発や販売支援を促進し、地元企業の新たな視点・スキルの取得を促進します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○三好市中小企業者等総合支援事業補助 ・IT等活用販売推進事業 ・デザイン企画制作事業 ・企業間連携事業	市内事業者	新規事業者	就労者
○三好市商店会等活性化支援補助金			
○商工団体への補助金			

## 基本方針6 地域ブランド活用と魅力発信による取組推進

### (1) 地域資源やブランド力の活用と発信

地域資源やブランド力を活用した事業の創出・促進を支援し、情報発信を行うことで、企業間連携の強化と地域全体の魅力向上を図ります。

#### ① 地域資源を活かしたモノづくりの推進

市内の地域特性を活用した資源等農商工連携を推進するとともに、地域内の資源の再発見や新たな特産品開発の取組を支援し、地産地消や地域資源の魅力創出を促進します。また、ブランド化や生産・向上への取組に対し支援を行います。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○三好市中小企業者等総合支援事業補助金 ・加工特産品開発事業	市内事業者	新規事業者	就労者
○三好市特産物生産奨励事業			

#### ② 商品情報や生産者情報の発信機能の強化

市内外に存在する潜在的顧客へ向け、「三好の逸品HP」やチラシ・カタログ、市外のアンテナショップ等を利用することで、情報発信機能をさらに強化します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○ふるさと小包発送等による特産品PR事業	市内事業者	新規事業者	就労者
○観光物産情報提供施設を活用した特産品販売促進事業			
○県外へのふるさと情報発信事業			

#### ③ ふるさと納税による発信

市の魅力を発信できる商品について、返礼品の募集を行い、登録された返礼品について、本市ホームページやふるさと納税ポータルサイト、チラシなどに掲載することで、事業者及び特産品の情報発信を支援します。

【想定される支援策】	【想定される対象】		
○ふるさと納税事業	市内事業者	新規事業者	就労者
○ふるさと納税の返礼品募集			
○ふるさと納税ポータルサイト			

## (2) 観光施策との連携

市内観光事業者に対しては、アフターコロナの観光動向・需要を見据えた新たな展開を行う環境づくりを行います。また、観光消費を地域全体に波及させ、地域経済の活性化に結び付けるための取組を、観光施策と連携して実施します。

### ①観光事業創出に向けた取組

市内観光事業者に対して、同業他事業者交流の機会創出やアフターコロナの観光動向に関する調査結果の共有など、観光客の需要を意識した事業の創出が行えるような支援を行い、地域から観光に関する事業が立ち上がる環境づくりを行います。

【想定される事業】	【想定される対象】		
○観光関連事業者の交流会の実施	市内事業者	新規事業者	就労者
○マーケティング・リサーチ結果の共有			

### ②観光施策と連携した施策の推進

観光施策との連携を行いながら、観光振興によって得た地域外からの経済効果を、観光業のみならず、市内のあらゆる産業へ還元する仕組みの検討を行い、地域経済活性化を目指します。

【想定される事業】	【想定される対象】		
○観光産業クラスターの形成に向けた検討	市内事業者	新規事業者	就労者
○観光による経済効果の域内への再投資			



## 第5章

### 計画の目標と進行管理

## 1. 第1次計画における数値目標と成果一覧

第1次計画策定時に提示した数値目標について、各年度における目標値と実績値を以下に示します。

- ・「市内企業のマッチング件数」「空き店舗補助活用件数」「各種物産展への商品出品企業数の増加（延べ）」「生産性向上特措法に係る先端設備の認定件数」について、おおむね目標を達成しています。
- ・「利子補給制度等の創設（利子補給制度利用件数）」や「創業補助制度の創設（創業補助制度利用件数）」は創設への取組・運用への取組を行っている一方、利用件数が目標値を下回っており、周知に向けた取組が求められる状況です。
- ・「創業件数」について、実績値が目標値を下回っており、より効果的な支援に努める必要があります。
- ・「市内高校の市内事業所への就職人数」については実績値が目標値を下回っており、若者に対するアプローチの強化が望まれます。
- ・「インターンシップ受入れ事業者数」については目標値としていましたが実際には事業を推進することができていません。
- ・「事業承継セミナー等の開催」については、コロナ禍の影響もあり、2020年以降実施ができていません。



成果指標	2018年 (H30)		2019年 (R1)		2020年 (R2)		2021年 (R3)		2022年 (R4)	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
市内企業の マッチング件数	5	7	5	11	5	0	5	6	5	
空き店舗補助活用 件数	6	4	6	5	6	5	6	6	6	
利子補給制度等の創設 (利子補給制度利用 件数)	検討 (15)	実施 (5)	実施 (15)	実施 (9)	実施 (15)	実施 (8)	実施 (15)	実施 (4)	実施 (15)	
各種物産展への商 品出品企業数の増 加(延べ)	25	30	30	39	35	12	40	11	50	
生産性向上特措法に 係る先端設備の認定 件数*	5	9	5	15	5	11	-	-	-	-
創業件数	5	3	5	4	5	2	5	3	5	
市内高校の市内事 業所への就職人数	25	14	25	13	25	12	25	12	25	
インターンシップ受 入れ事業所数	検討	検討	3	0	5	1	7	0	10	
創業補助制度の創設 (創業補助制度利用 件数)	検討 (3)	実施 (1)	実施 (3)	実施 (0)	実施 (3)	実施 (2)	実施 (3)	実施 (2)	実施 (3)	
事業承継セミナー 等の開催	1	1	1	1	1	—	1	—	1	

※生産性向上特別措置法に係る先端設備の導入認定件数については、2018年9月6日に開催した第1次計画の進捗管理を行う「三好市中小企業振興会議」において、新たに成果指標として設定する提案を行い、承認を得たため計画期間途中から成果指標としての位置づけを行った。

## 2. 本計画の数値目標

本計画の施策を進めるにあたって、計画の最終年度である 2027 年度における数値目標を定めます。

なお、この数値目標は三好市内の大きな変化（自然災害の発生、著しい社会情勢の変化等）や日本の経済情勢の著しい変化（為替の動向等）は考慮していないため、外的環境に大きな変化が生じた際には適宜見直しを行います。

### 【2023 年度から 2027 年度までの各成果指標の設定について】

第 1 次計画における成果指標のうち、継続的に進める必要があるものに対し、数値設定の見直しを行いつつ引き続き成果指標とします。

また、上位・関連計画における成果指標についても、指標設定の精査を行い、本計画における成果指標に組み込みます。

【2023年度から2027年度までの各成果指標の数値目標】

基本方針	成果目標	年度別数値目標				
		2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)
基本方針1	利子補給制度利用件数	10	10	10	10	10
	事業継続力強化計画の策定 事業者件数	8	8	8	8	8
	事業承継セミナー等の開催	実施	実施	実施	実施	実施
基本方針2	三好市新卒者等就職促進事 業補助金制度利用件数	20	20	20	20	20
	職業意識醸成のための出前 授業等の実施	実施	実施	実施	実施	実施
	労働局との雇用対策協定締 結に基づく職業訓練の実施	実施	実施	実施	実施	実施
基本方針3	創業件数	3	3	4	5	5
	三好市創業・空き店舗等再生 支援事業補助金利用件数	6	6	7	7	7
	サテライトオフィスなど企業 誘致件数	1	0	1	0	1
基本方針4	三好市中小企業者等総合支 援事業補助金利用者数 (IT等活用販売推進事業・販 路開拓事業)	3	3	4	4	5
	三好市先端設備等導入計画 に基づく先端設備の認定件数 ※	10	—	—	—	—
基本方針5	商工団体の会員事業者数の 維持	1.0以上 (前年比)	1.0以上 (前年比)	1.0以上 (前年比)	1.0以上 (前年比)	1.0以上 (前年比)
基本方針6	三好の逸品認定商品件数	6	6	6	6	6

※数値目標は2023年（R5）までとしているが、国において固定資産税特例措置の適用期限（2023年3月31日）に延長があった場合は、三好市先端設備等導入計画の更新を検討します。

○三好市先端設備等導入計画期間 2018年（H30）～2023年（R5）

○根拠法令 地方税法附則第64条 中小企業等経営強化法

### 3. 計画の推進体制

本計画で定めた基本施策等を推進するためには、中小企業の自主的な努力を核に、市内の各々の主体がそれぞれの役割を果たし、三好市全体で連携協力のもと、取り組んで行く必要があります。

#### (1) 三好市の責務

三好市は、施策を着実に推進するために、適切な予算措置と必要な制度の整備を行います。また、国、県、三好市内の各主体と連携協力することで、各種の取組の推進を行います。

#### (2) 中小企業の努力

中小企業は、経済的・社会的環境の変化に対応するため、経営の革新及び経営基盤の強化について、自主的に取り組むよう努めていくことが求められます。

また、中小企業の活動が三好市の雇用環境と経済基盤を形成していることから、市や商工団体等による各種支援を積極的に活用し、事業活動を通じて地域の発展と活性化に寄与することが求められます。

#### (3) 商工団体の役割

阿波池田商工会議所や三好市商工会をはじめとした中小企業関係団体は、主体的に取り組む中小企業に積極的に寄り添うことで支援していくことが求められます。また、市が実施する中小企業の振興に関する施策に対しての積極的な連携協力が求められます。

#### (4) 大企業の役割

大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に対して、中小企業と共に積極的な連携協力が求められます。

#### (5) 金融機関の役割

金融機関は、中小企業が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるように、円滑な資金の供給と経営相談等による支援を行うことが求められます。また、市が実施する中小企業の振興に関する施策に対しての積極的な連携協力が求められます。

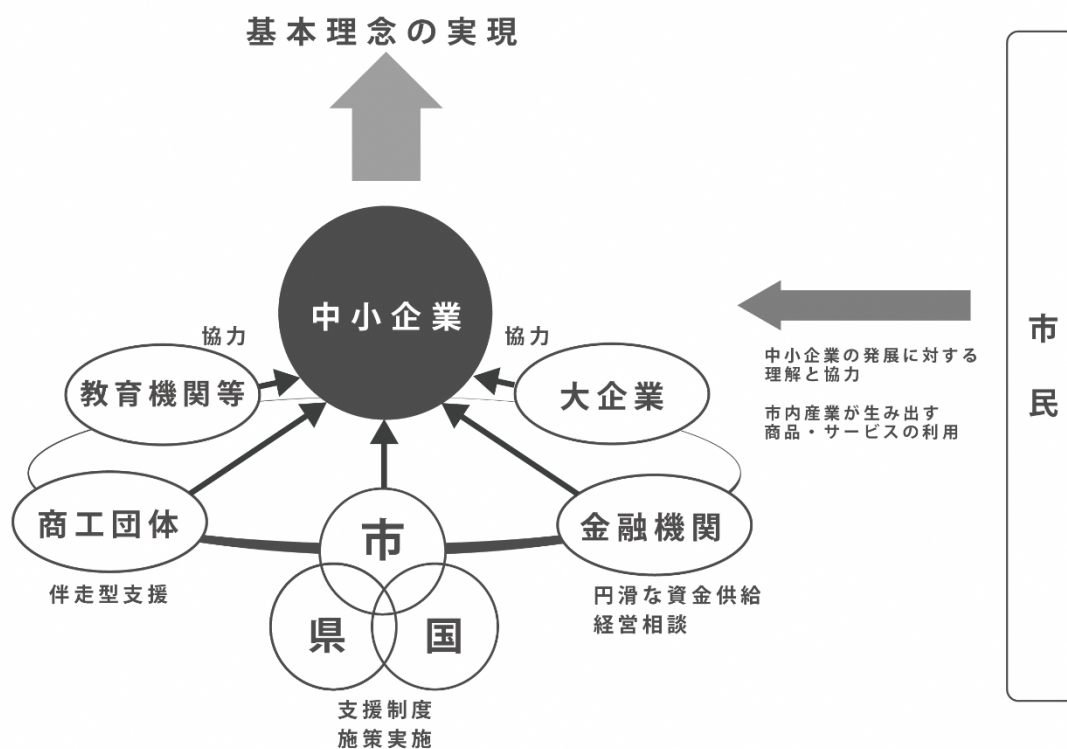
#### (6) 教育機関の協力

三好市内の教育機関は、中小企業との連携を図りながら市内で活躍する人材を育成することが求められます。また、市が実施する中小企業の振興に関する施策に対しての積極的な連携協力が求められます。

## (7) 市民の理解及び協力

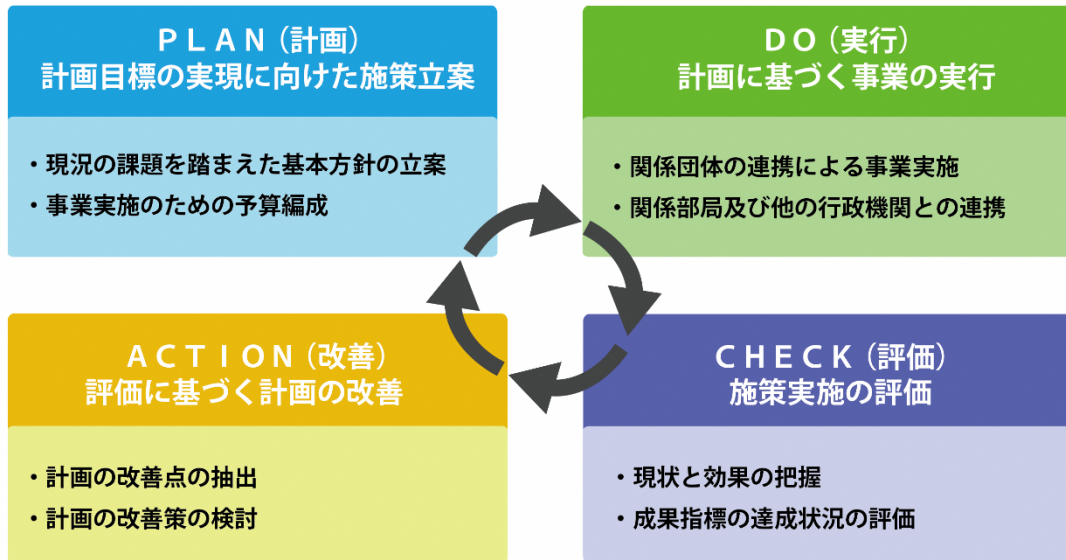
市民や市内の団体は、個々の消費行動が企業の利益ひいては地域の利益につながることを理解し、市内の中小企業が生産する物品やサービスを積極的に利用・消費することで、地域の経済活動の活性化に協力することが期待されています。

### ■計画の推進体制の概念図



#### 4. 進行管理

三好市中小企業振興計画は、中小企業の現況の適切な把握に基づく計画(PPLAN)を実行(DO)します。実行の評価(CHECK)は、三好市商工政策課により毎年実施するとともに、成果指標の達成に向けた改善(ACTION)を行い、より効果的な計画実施(PDCA)を行います。



本計画は、推進中の事業の進捗状況をその都度確認し、評価を行います。また、計画の見直しについては、三好市内の環境に大きな変化が予想される場合や、国の経済情勢に著しい変化が予想される場合は、適宜修正を行うものとします。

付録

## 1. 三好市中小企業振興計画策定検討会

### (1) 検討会の委員

区分	所属	氏名
学識経験者	四国大学経営情報学部 教授	藤井 一郎
各種団体	三好市商工会 事務局長	丸岡 進
	阿波池田商工会議所 広域経営相談所所長	南 誠司
	阿波銀行池田支店 副支店長	坂東 宏治
	三好市商工会会員事業者 (有)橋口モータース 代表取締役	橋口 康彦
	阿波池田商工会議所会員事業者 (有)よねざわ池田店 代表	前田 秀和
	三好公共職業安定所 統括職業指導官	三木 将司
	徳島県西部総合県民局地方創生観光部 にし阿波振興担当 課長	大西 純司
	三好市産業観光部長	松本 俊明
事務局	三好市産業観光部商工政策課	

### (2) 開催状況

	開催年月日	議題
第1回	2022年7月7日	1)会長の選出について 2)中小企業振興計画の概要について 3)策定スケジュール(案)について 4)三好市中小企業振興計画骨子(案)について 5)市内産業実態調査実施計画(アンケート)(案)について
第2回	2022年10月5日	1)三好市中小企業実態調査 アンケート調査結果について 2)三好市中小企業振興計画(素案)について 3)施策体系図について
第3回	2022年12月1日	1)第1次計画における数値目標と結果について 2)三好市中小企業振興計画(素案)について
第4回	2023年1月12日	1)三好市中小企業振興計画(素案)について



## 2. 三好市中小企業振興基本条例

### 三好市中小企業振興基本条例

#### (前文)

三好市は、四国のほぼ中央に位置し、古くから交通の要衝として、徳島県西部の社会、経済、文化、観光の中心として発展を遂げてきました。また、西日本第二の高峰「剣山」や滔々と流れる「四国三郎 吉野川」等の豊かな自然の恩恵を受け、農林水産業をはじめ、様々な地域資源を活用した多くの産業が発達し、県西部の商都として栄えてきました。

この間、市内の大多数を占める中小企業は、日々のたゆまぬ努力と企業経営により、地域経済の牽引役として重要な役割を果たすとともに、地域の経済や雇用、市民生活の安定・向上、まちづくりに大きく貢献してきました。

しかし、近年の中小企業を取り巻く環境は、人口減少に伴う市場規模の縮小、国を越えた商品やサービスの取引等の活発化による競争の激化、少子高齢化等に伴う後継者不足や人手不足など様々なマイナス要因により、極めて厳しい経営状況に直面しています。

このような中、人口流出に歯止めをかけ、市民が暮らしやすく、活気と魅力あるまちづくりを実現するためには、地域経済の持続的発展と活力の創造が必要であり、そこに求められる市内中小企業の役割は大きく、中小企業の自主的な努力に加え、市をはじめとする関係者が中小企業振興の重要性を認識し、地域社会全体で中小企業の振興を推進していくことが重要です。

ここに、三好市は中小企業の振興を市政の重要課題として位置づけ、地域社会が一丸となって中小企業の振興に取り組むため、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、市の中小企業の振興に関する基本理念及び施策の基本方針を定めるとともに、市の責務、中小企業者等の役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進し、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項各号に掲げる者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第 2 条第 5 項に規定する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 小企業者 小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）第 2 条第 2 項に規定する事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 中小企業者等 前各号の事業者をいう。
- (5) 商工団体 商工会、商工会議所、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体、その他中小企業の振興を目的とする団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関及び徳島県信用保証協会をいう。
- (7) 大企業者 中小企業者等以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (8) 教育機関等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、並びに研究機関及び産業支援機関をいう。
- (9) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学している者をいう。

（基本理念）

第 3 条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力により、その経営の改善及び向上が推進されること。
- (2) 中小企業者等の経済的、社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (3) 多様な主体との連携及び協働を推進することにより中小企業者等の事業の持続的な発展が図られること。
- (4) 市内にある多種多様な技術、特産品及び自然環境等、地域資源が十分に活用されること。
- (5) 市、中小企業者等、商工団体、金融機関、大企業者、教育機関等及び市民との間で相互の連携協力が図られること。

(市の責務)

第4条 市は前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県その他関係機関と連携協力して中小企業の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者等の実態を把握しつつ将来的展望を調査研究するとともに、関係機関の意見を反映しながら取り組むものとする。

3 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業者等の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業者等の役割)

第5条 中小企業者等は、経済的・社会的環境の変化に対応するため、経営の革新及び経営基盤の強化について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任及び役割を認識し、地域の発展及び活性化に寄与するよう努めるものとする。

(商工団体の役割)

第6条 商工団体は、中小企業者等の経営の改善及び向上のための支援に主体的、積極的に取り組むとともに、中小企業者等に寄り添い、市が実施する中小企業の振興に関する施策に対し積極的に連携・協力することで基本理念の実現に向け努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を認識し、中小企業者等が地域社会の発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者等と共に地域経済の振興に資するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に対し協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業者等が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給及び経営相談等を通じて支援を行うことにより、中小企業の振興に資するとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に対し協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の協力)

第9条 教育機関等は、中小企業の振興が、市の発展に重要な役割を果たすことを認識し、中小企業者等が基本理念の実現に向けて取り組む事業活動及び市が実施する中小企業の振興に関する施策に対し協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が、地域経済の発展及び市民生活の維持及び向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として、市内で生産、製造又は加工される物品を消費するとともに、市内で提供されるサービスの利用に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者等相互間及び中小企業の振興に関連する主体相互間における交流又は連携の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の経営の革新及び創業を促進すること。
- (3) 中小企業者等の販路の拡大を促進すること。
- (4) 中小企業者等の人材の育成及び確保を促進すること。
- (5) 中小企業者等の円滑な事業承継を促進すること。
- (6) 地域資源等の活用による、産業の発展及び創出を促進すること。
- (7) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に必要と認められる施策を行うこと。

(財政上の措置)

第 12 条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(児童及び生徒の勤労観等の醸成)

第 13 条 市は、児童及び生徒が、将来職業人として社会で活躍できるよう職業意識の醸成を促すとともに、教育機関等その他関係機関と連携を図りながら、職業に関する情報や、体験の機会の提供等を実施することにより、地域を担う人材の育成を推進し、市内への定住が図られるよう努めるものとする。

(協議の場の設置)

第 14 条 市は、この条例の目的の達成及び中小企業の振興に関する施策を推進するため、協議の場を設置するものとする。

(実施状況の公表)

第 15 条 市は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。







## 第2次三好市中小企業振興計画

---

発行／2023（令和5）年3月  
発行者／三好市 産業観光部 商工政策課  
〒778-0002徳島県三好市池田町マチ2145番地1  
電話（0883）72-7645  
FAX（0883）76-0203  
E-Mail／shoukouseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

---